

## 第4章 地域で学び・働くために

### 1 保育・教育

#### 現状と課題

大阪市においては、これまでも障がいのあるこどもの人権の尊重を図り、地域で共に学び、共に育ち、共に生きることを基本とした教育・保育を推進しています。

国においては、「障害者基本法の改正」「障害者権利条約の批准」「障害者差別解消法の施行」等の法整備が進められる中、教育分野では、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」が求められています。引き続き、大阪市の従来より進めてきた「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」を一層推進し、発達障がいを含む障がいへの理解を深め、障がいのあるこどもが地域で学びやすい基礎的環境整備を行うとともに、ユニバーサルデザインを取り入れた大阪市のインクルーシブ教育システムの充実と推進に努めていく必要があります。

**認定こども園・幼稚園・保育所等（以下「教育・保育施設」という。）**では、障がいの内容・程度を問わず、教育・保育を希望する集団生活が可能な乳幼児を受け入れています。**教育・保育施設**では、地域社会の中で共に育ちあい充実した生活ができる教育・保育を進めています。

障がいのある乳幼児の**教育・保育施設**への**入園所**希望は年々増加傾向にあり、障がいの内容、程度も多様化・重度化している傾向があります。また、「発達障害者支援法」の施行、特別支援教育の始まりを受け、発達障がいの認知が広がるにつれ、近年は多くの発達障がいのある乳幼児が**入園所**しています。

義務教育段階では、就学先の決定にあたり、本人・保護者の意向を最大限尊重するとともに、小・中学校において障がいのある児童生徒に必要な条件整備に努めています。

高等学校においては、入学者選抜での条件整備を行うことで障がいのある生徒の入学が

増えてきています。また、2006（平成18）年度入学者選抜から自立支援コースでの知的障がいのある生徒の高等学校受入れを行っています。高等学校での受入れのあり方については、引き続き検討する必要があります。

課題として、小・中学校の特別支援学級在籍数が年々増加している状況があります。校内における支援体制の整備に努めることや、障がいのある児童生徒の通学や放課後活動への支援などの課題について適切に対応しながら、特別支援教育の一層の充実を図ることが必要です。

また、市立特別支援学校は2016（平成28）年4月より大阪府へ移管しましたが、大阪市の小中学校に対する支援を行う特別支援教育のセンター的な役割について、大阪府と連携し、引き続き取り組む必要があります。

さらに、不登校への対応は、障がいのある児童生徒についても喫緊の課題であり、福祉・医療等関係機関との連携や家庭への働きかけ等、支援体制の構築に努めています。

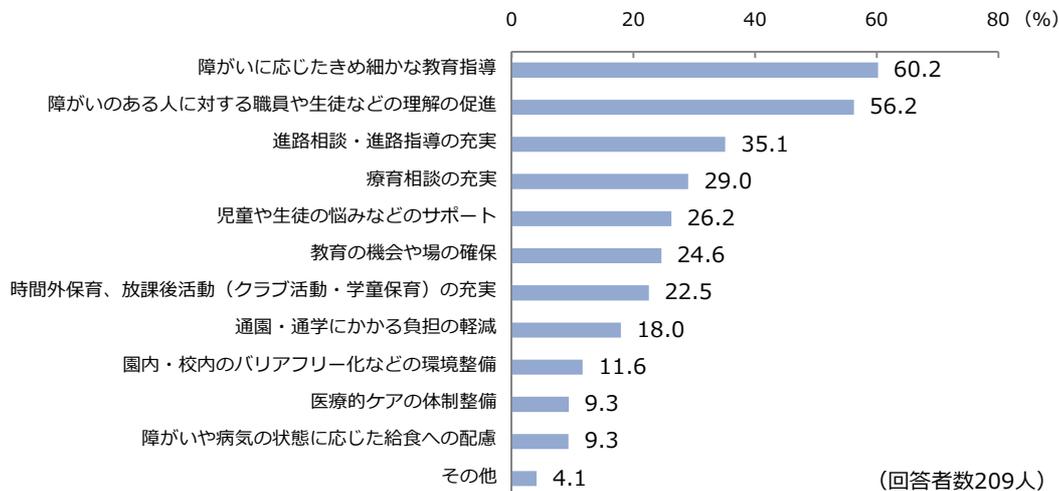
「障害者権利条約」に伴う国際的なインクルーシブ・エデュケーション<sup>17</sup>の動向も踏まえつつ、大阪市の特別支援教育においては、地域で共に学び、共に育ち、共に生きることを基本とした教育・保育の更なる推進と充実を進めるために、制度等の課題も踏まえて引き続き研究・検討をすることが必要です。

また、本人や周囲が発達障がいに気づかないまま社会に出て、孤立していくケースもあることから、在学時からより適切な気づきと支援が受けられるよう教員の研修等の充実に努めるとともに、教育から福祉・就業への支援の途切れがないよう、家族も含めて支援する体制の構築が必要です。

<sup>17</sup> 障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に学ぶ教育のことです。この教育の推進にあたっては、一人ひとりの児童生徒が、それぞれのニーズに応じて適切な指導を受けられるようにする必要があります。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆2016（平成28）年度大阪市障がい者等基礎調査結果から◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

○ 保育や教育で充実してほしいこと【複数回答】（障がい者本人用調査票）



「障がいに応じたきめ細かな教育指導」が最も多く、一人ひとりのニーズに応じた教育・保育が求められています。また、「障がいのある人に対する職員や生徒などの理解の促進」と続いており、障がいに対する理解の促進が求められています。



( 課 題 )

- ① 就学前教育の充実
  - ア **教育・保育施設**における教育・保育内容の充実
  - イ 教育諸条件の整備・充実
- ② 義務教育段階における教育の充実
  - ア 共に学び共に育ちあう多様な教育の展開
  - イ 教育諸条件の整備・充実
- ③ 後期中等教育段階における教育の充実（高等学校・高等部）
  - ア 多様な教育の展開
  - イ 自立に向けた教育内容等の充実
  - ウ 教育諸条件の整備・充実

## ④ 生涯学習や相談・支援の充実

- ア 生涯学習の機会提供
- イ 相談事業・相談活動の充実
- ウ 放課後活動等の充実

## ⑤ 教職員等の資質の向上

- ア 研修の充実
- イ 研究活動の活性化

## 施策の方向性

## (1) 就学前教育の充実

ア **教育・保育施設**における教育・保育内容の充実

- ・ 地域で仲間と共に育ちあい、楽しく生活できる**教育・保育を今後とも積極的に推進し、受入れの促進に努め、教育・保育**の内容充実を図ります。
- ・ 乳幼児期から学校卒業までの長期的な視点で支援するため、**教育・保育施設**においては障がいのあるこども一人ひとりの状況から、具体的な支援の目標や手立てを考え個別支援計画・個別指導計画を作成しており、今後も引き続き、個別支援計画・個別指導計画の内容を保護者と共有し、**教育・保育施設**と家庭が連携しながら支援を進めていきます。
- ・ 地域、保護者、その他関係機関との連携をとりながら、人権の視点を大切にし、教育・保育内容の一層の充実に努めます。
- ・ 児童発達支援センター及び関係機関では、専門的な立場から、**教育・保育施設**や小学校等と連携し、将来の自立と社会参加を展望しつつ一人ひとりの生きる力の獲得を支援します。
- ・ 保育所等訪問支援事業として、保育所等を現在利用中または今後利用する予定の障がいのあるこどもに対して、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支

援を行います。

- ・ 家庭の経済状況にかかわらず、障がいのあるこどもも含めたすべてのこどもたちが生涯にわたり自己実現をめざし、生きる力を培っていくために、幼児教育の無償化に取り組みます。

## イ 教育諸条件の整備・充実

- ・ 教育・保育施設の利用を希望する障がいのあるこどもが、教育・保育施設を利用できるよう環境の整備に努めます。
- ・ 施設や設備の整備改善を図るとともに、教職員及び保育者の障がいのあるこどもに対する認識や理解を深め、資質の向上を図ります。また、私立幼稚園・私立認定こども園における特別支援教育の充実を図ります。
- ・ 幼稚園・認定こども園では、障がい等特別に支援が必要な幼児に対しては、共に学ぶ教育が進むよう、介助者を配置するなど、障がいの程度に応じて引き続き対応してまいります。

## (2) 義務教育段階における教育の充実

### ア 共に学び共に育ちあう多様な教育の展開

- ・ 障がいのあるこどもの就学先を決める際には、小学校がすべての就学相談の窓口となり、本人・保護者の意向を最大限尊重し、地域の小学校で学ぶことを基本として取り組みます。また、特別支援学校に就学した場合も、小・中学校との関係が断たれることのないよう取り組みます。さらに、学校教育全体で障がいのある児童生徒を受けとめるという観点から、「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」の推進を図ります。
- ・ こどもの生きる力を育むため、一人ひとりのニーズに応じた指導・支援の充実を図り、自立に向けて可能性を最大限に伸ばします。具体的には、地域での自立と社会参

加を展望しつつ、教育・医療・福祉など関係諸機関との連携のもと一人ひとりのニーズを把握し、本人・保護者の意見も踏まえて「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」を作成し、教育方法や教育内容の充実を図ります。また、本人・保護者の了解を得たうえで、支援計画等を引き継ぐ取組を徹底していきます。

- ・ 障がいのある人の生涯にわたる学びを支援し、地域とのつながりづくりを進めていくためには、周囲の人々の理解を進めていくことが必要です。障がいのある人とならない人との豊かな関係づくりを図る交流及び共同学習等、共に学び活動する取組をさらに積極的に進めます。

## イ 教育諸条件の整備・充実

- ・ 小・中学校では、「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」の一層の推進に向け、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が、共に学ぶインクルーシブ教育システムの充実と推進を図ります。
- ・ 特別支援教育サポーターを配置し、障がいのある児童生徒への個別支援等を行うとともに、障がいのない児童生徒との交流を深め、特別支援教育の充実を図ります。また、特別支援教育の専門性の高い元教員をインクルーシブ教育推進スタッフとして配置し、教員の指導力向上及び特別支援教育サポーターへの研修を実施します。加えて、区のマネジメントによる発達障がいサポーターの配置により、発達障がい等のある児童生徒の学習支援等にあたるなど、今後も各学校の状況を把握し、ニーズを踏まえ、校内における支援体制整備の充実に努めます。
- ・ 各学校園における特別支援教育の中心的役割を担う特別支援教育コーディネーターの資質向上を図るなど、学校園内における体制づくりを推進します。また、特別支援教育に関する相談や研究の充実を図ります。
- ・ 指導主事および巡回相談アドバイザー（臨床心理士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士）が相談内容に応じて各校園を巡回して指導助言を行い、校園内体制の整備を行います。また、必要に応じて医師や大学関係者等の専門家を派遣し、教員の特別

支援教育に関する専門性の向上を図ります。

- ・ 特別支援学校（府立支援学校）による地域学校園を支援するセンター的機能を活用し、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援の充実に向け、大阪府教育庁と連携を図ってまいります。
- ・ エレベーターの設置など施設設備の整備・改善や、拡大教科書やマルチメディアデジタル教科書等の活用を進めるなど、障がいの有無にかかわらず共に学びやすい環境の整備に努めます。
- ・ 医療的ケアの必要な障がいのある児童生徒が、安全安心に地域の小・中学校で学ぶとともに保護者負担を軽減するための支援として看護師の常時配置を行うなど、本人・保護者の意向を尊重し、教育・福祉・医療の連携を図ります。
- ・ 障がいのある児童生徒の通学については、小・中学校の特別支援学級在籍の車いす利用など自力通学が困難な児童生徒の荒天時等でのタクシー利用や旧大阪市立特別支援学校（肢体不自由教育校）に在籍する気管切開により医療的ケアが必要なためスクールバスに乗車できない大阪市在住の児童生徒を対象に通学支援事業を実施します。
- ・ 特別支援学校に在籍する大阪市の児童生徒への教育諸条件の充実に向け、大阪府教育庁との連携を図ってまいります。

### （3）後期中等教育段階における教育の充実（高等学校・高等部）

#### ア 多様な教育の展開

- ・ 義務教育修了後の進路について、多様な選択が可能となるように「知的障がいのある生徒の高等学校への受入れに係る調査研究」の成果を踏まえて、2006（平成18）年度より2校で実施している「知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜」を継続して進めます。また、高等学校での受入れの拡大については引き続き具体的な検討を継続していきます。

## イ 自立に向けた教育内容等の充実

- ・ 自らの生き方を選択する力を育成できるよう、一人ひとりの生徒に応じた目標をたて、教育内容の充実を図ります。また、社会の変化を踏まえ一人でも多くの生徒が一般就業につながるよう、ジョブアドバイザーの活用等、職業教育も含め自立に向けた教育の推進を図ります。
- ・ 卒業後を見通した長期的な視点で教育的支援を行うため、「個別の教育支援計画」を作成し、“移行計画”として活用することで、ライフステージを通じた一貫した支援となるよう、進路先や生活支援に係る関係諸機関など地域の社会資源との連携を強め、職場体験実習や就労先の開拓、就労後の離職やトラブルの防止に努めるとともに、地域での自立生活の体験活動にも取り組むなど、一人ひとりの生徒に応じた進路指導の充実を図ります。

## ウ 教育諸条件の整備・充実

- ・ 高等学校、キャリア教育支援センター等の施設・設備の改善や高等学校における個別の支援が必要な生徒の学習支援等にあたる介助補助員を配置するなど教育諸条件を整備し、その充実を図ります。
- ・ 高等学校では、医療的ケアが必要な生徒に対しては、共に学ぶ教育が進むよう、介助補助員を配置するなど、障がいの程度に応じて引き続き対応してまいります。

## (4) 生涯学習や相談・支援の充実

### ア 生涯学習の機会提供

- ・ 障がいの有無にかかわらず、生涯を通じて学べるよう「生涯学習大阪計画」に基づき施策を推進していきます。
- ・ 図書館等の社会教育施設や地域施設について、障がいのある人が利用しやすくなる

ような整備を進めます。

- ・ 障がいのある人に読書の機会を提供するとともに、対面朗読サービスや郵送等による非来館型サービスなどの障がい者サービスや障がいのある人への理解を深める講座・講演会など、学習機会を提供します。
- ・ 読み上げソフトに対応した図書館ホームページ、「やさしいにほんご」ページ、障がい者サービスのページの設置など、障がいのある人に対しても情報提供できるよう、引き続き整備を進めます。
- ・ 事業やイベントを実施する際には、手話通訳や要約筆記をつけるなど、だれもが参加しやすい環境整備に努めます。

#### **イ 相談事業・相談活動の充実**

- ・ 移管した府立支援学校が、引き続き特別支援教育のセンター的役割として実施する地域の学校園への相談・支援活動を活用するため、大阪府教育庁と連携を密にしていまいます。
- ・ こども相談センターでは、教育相談をはじめとした活動の充実を図るとともに他の相談機関や校園・地域社会等とも連携を図り、就学前から卒業後までの一貫した相談・支援の推進に努めます。

#### **ウ 放課後活動等の充実**

- ・ 障がいのある児童の放課後活動や長期休業中の活動として、児童いきいき放課後事業での取組の充実を図ります。
- ・ 児童いきいき放課後事業に参加しない児童についても、地域での活動に参加できるよう、関係機関、地域社会が連携して取組を進めるよう努めます。
- ・ 中学校、高等学校で学ぶ生徒については、学校における部活動等、適切に放課後活動ができるよう取り組みます。

- ・ 放課後等デイサービス事業として、学校通学中の障がいのある児童生徒に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある児童生徒の自立を促進します。また、障がいのある児童生徒が安心して支援を受けることができるよう、学校と放課後等デイサービス事業所等の連携の強化を図ります。

## (5) 教職員等の資質の向上

### ア 研修の充実

- ・ すべての教職員等が、障がいのある人についての認識と理解を深めるとともに人権意識を高め、自立生活の様子や就労現場の見学等を通して進路先の実態把握に努め、障がいのある人の地域での自立と社会参加を果たすため、その人の将来を見通した上で今必要なスキルが何かを見極められる専門的力量を身につけられるよう、研修の充実を図ります。また、発達障がい研修支援員をインクルーシブ教育推進室に配置し、発達障がいに関する研修の充実を図ります。
- ・ 一人ひとりのこどもの状況を共通理解し全教職員等で共に指導を進めるため、また、障がいを理由としたいじめや人権侵害の解決を図る取組を進めるため、大阪市教育委員会が作成した「精神障がい者の理解を深めるために」、「人権教育を進めるために」等の啓発冊子を活用して各校園等で実施する研修の充実を図ります。
- ・ すべての幼児教育・保育施設の職員が障がいの特性や合理的配慮、インクルーシブの理念を理解し、こどもや保護者への適切な対応を学ぶなど、研修の充実を図ります。

### イ 研究活動の活性化

- ・ 教職員一人ひとりが自ら研修に努めるとともに、とりわけ特別支援教育コーディネーター等が、発達障がいのあるこどもへの支援を含めた専門性の向上をめざして研究活動を一層推進するよう努めます。

## 2 就業

### 現状と課題

障がいのある人の就業を支援するための職業リハビリテーションと就業の場を確保するために、大阪市職業リハビリテーションセンター、大阪市職業指導センター、大阪市障がい者就業・生活支援センターなどの能力開発施設や就業生活支援施設の設置・拡充に努めてきました。大阪市職員採用においても障がい者採用の推進に努めてきています。

「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」が2008（平成20）年に改正され、「障害者雇用納付金制度」の適用企業の範囲や短時間労働者等の対象が拡大されました。また一方で、障がいのある人の就労意欲の高まりとCSR（企業の社会的責任）の観点から障がい者雇用への取組は拡大され、2013（平成25）年4月に続き、2018（平成30）年4月に法定雇用率が引き上げられます。また、特例子会社の認定数の増加、2016（平成28）年4月には「障害者雇用促進法」の一部改正法が施行され、雇用の分野における差別的取扱いが禁止されたことなどにより、雇用者数は過去最高を更新する増加を続けています。

しかしながら、就労後の職場定着がうまくいかず、離職する人も多くなっており、長く働き続けるための支援が必要となっています。

障がいのある人が安定した職業生活を維持するためには、日常生活、余暇の過ごし方や健康管理のほか、居宅の確保、金銭管理、医療とのつなぎ、権利擁護に関する課題など生活のあらゆる分野へのきめ細かな支援が必要です。こうした働く障がいのある人の多様な生活課題に対応した総合的な就業支援体制が必要です。また、障がいの特性や状況に応じた多様な就業支援・就業形態についても求められています。

市内7箇所に設置している障がい者就業・生活支援センターにおいても在職者からの相談が増加しているほか、就職した相談者が長く働き続けるための定着支援に向け、サービス事業者等との連携や日常生活に関する支援体制の充実が必要です。

精神障がいのある人については、「障害者雇用促進法」に基づき、2018（平成30）年度

から法定雇用率の算定基礎に加えられ、また、就労にあたっては障がいの特性に応じた合理的配慮等が求められています。しかし、雇用主側の精神障がいのある人の特性や精神障がいに対する理解が不十分である等の理由から、精神障がいのある人の就労には依然として多くの困難があり、就労支援機関・医療・企業等の更なる連携により就労支援に取り組む必要があります。

発達障がいのある人については、多様なニーズに対応していくため、障がい者就業・生活支援センターを中心として就業支援機関や発達障がい者支援センター（エルムおおさか）、教育機関や就労移行支援事業所等との連携により総合的な就業支援体制を整備することが必要です。

難病患者や中途障がいのある人については、就業や原職復帰に向けた支援を医療、福祉、労働など関係機関が連携し就労支援ネットワークを構築する中で、様々な制度を活用して就業の継続や就業支援に努める必要があります。

さらに、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」の施行に伴い、地方公共団体は障がい者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講じることが責務として規定され、調達方針を策定・公表して取組を進めています。



## ( 課 題 )

### ① 就業の推進

- ア 多様な働く機会の確保
- イ 働く場における合理的配慮の推進
- ウ 大阪市における障がいのある人の職員採用と関係団体への働きかけ
- エ 大阪市の事業を活用した雇用創出
- オ 大阪市における障がい者福祉施設等への支援

### ② 就業支援のための施策の展開

- ア 地域の就労支援ネットワークの構築
- イ 「仕事」と「生活」両面での総合的な支援
- ウ 精神障がいのある人の就業支援
- エ 発達障がいのある人の就業支援
- オ 難病患者の就業支援

### ③ 福祉施設からの一般就労

- ア 就労移行支援事業者等の支援力の強化
- イ 障がい者就業・生活支援センターと就労移行支援事業所等との連携
- ウ 委託訓練と障がい者就業・生活支援センターの活用
- エ 就業支援にかかわる支援者の育成

## 施策の方向性

### (1) 就業の推進

#### ア 多様な働く機会の確保

- ・ 通勤や労働時間の問題から一般就労が困難な障がいのある人の就業形態として在宅就業・在宅勤務に対応できるよう、新しい職業指導や職域開発を検討し、多様な働く機会の確保に努めます。

- ・ 職業リハビリテーションセンターを中心に、障がい特性に合わせた多様な職業リハビリテーションの開発を行います。これまでの精神障がい、発達障がいなどに続き、高次脳機能障がい、難病の職業リハビリテーション開発を進めます。
- ・ 企業における障がいのある人の職域の開発を進めるとともに、就職困難者等の雇用・就労への支援を行っている地域就労支援センターとの連携を図ります。
- ・ 介護現場での就労をめざす知的障がいのある人に介護職員養成研修を行い、企業就労に必要な知識や技能を取得し就労自立できるように支援します。

#### イ 働く場における合理的配慮の推進

- ・ 就業を可能にするための福祉機器の開発や普及を図ります。また、スムーズな通勤を可能にする交通アクセスの改善など、社会環境の整備に努め、就業生活の安定を図ります。
- ・ 障がい者就業・生活支援センターで実施する「就業支援フェスタ」など市民や企業の理解を深めるための具体的な啓発活動を行います。
- ・ 大阪労働局や大阪府雇用開発協会、大阪障害者職業センターと連携して啓発活動を推進します。

#### ウ 大阪市における障がいのある人の職員採用と関係団体への働きかけ

- ・ 大阪市における職員採用については、市長部局において障がい者雇用の法定雇用率を達成していますが、「障害者雇用促進法」の趣旨を踏まえ、引き続き事務職員採用を基準として、その数の4%を基本に推進し、計画的な採用に努めます。
- ・ 知的障がいのある人の雇用についても、「知的障がい者長期・短期プロジェクト」等の取組をさらに進め、本格的な雇用に向けて検討を行います。

- ・ 精神障がいのある人の雇用については、「障害者雇用促進法」の改正による2018（平成30）年度からの雇用義務化を踏まえ、知的障がいのある人を対象とした「長期・短期プロジェクト」などこれまでの取組を参考として、就業支援事業と連携しながら、国や他都市等の動向も注視しつつ、検討を進めます。
- ・ 障がいのある職員が持てる能力を十分に発揮しながら安心して働き続けることができるよう、採用時や職場における合理的配慮に留意するとともに、障がい種別に関わりなく、その人の適性を最大限に発揮できるような職域の開発や配置を進めます。
- ・ 関係団体においても法定雇用率が達成できるよう積極的に働きかけを行います。

## エ 大阪市の事業を活用した雇用創出

- ・ 大阪市が発注する一部の庁舎清掃業務委託契約などにおいて、障がいのある人の雇用促進などの提案を評価し、価格だけではなく総合的な評価によって落札者の決定を行う「総合評価一般競争入札」を実施しており、今後もこの制度を活用し、障がいのある人の雇用創出を図っていきます。

## オ 大阪市内における障がい者福祉施設等への支援

- ・ 大阪市内における物品等の調達については、「障害者優先調達推進法」の規定により策定した調達方針に基づき、障がい者福祉施設等からの調達の推進に努め、「地方自治法」施行令による随意契約を活用し、同方針に定めた調達目標の達成をめざしていきます。
- ・ 工賃水準の向上や販路・活動場所の確保を促進するため、物品等の販売の場として区役所庁舎等の空きスペースの提供を促進します。
- ・ 障がい福祉施設等の工賃の増額や製品の認知度向上のため、製品のインターネット上のショッピングモール「大阪ハートフル商店街」を活用し、福祉施設における製品の販売促進を図ります。

## (2) 就業支援のための施策の展開

### ア 地域の就労支援ネットワークの構築

- ・ ライフステージを通じて切れ目なく就業支援と生活支援の一体的支援を受けられるよう、障がい者就業・生活支援センターが中心となり、相談支援事業所や、就労移行支援事業所、特別支援学校・高等学校・専修学校等の教育機関、医療機関等との連携を深め、地域就業支援ネットワークを構築します。

### イ 「仕事」と「生活」両面での総合的な支援

- ・ 就業支援とともに障がい福祉サービスの利用がスムーズにつながるよう地域就業支援ネットワークの充実に努め、「仕事」と「生活」両面から就業の継続に向けた支援を強化し、障がいのある人の地域生活を支援していきます。
- ・ 障がい者就業・生活支援センターが中心となり、地域の社会資源と連携して、障がいのある人が働き、地域で自立して暮らせるよう、職場定着も含めた就業支援の質の向上に努めます。

### ウ 精神障がいのある人の就業支援

- ・ 精神障がいのある人の就業を促進するため、「障がい者の態様に応じた多様な委託訓練」やジョブコーチ<sup>18</sup>支援などを活用し、就業促進を図ります。また、医療機関や地域の社会資源の協力のもと、生活面を含めたきめ細かな就業支援体制を構築します。
- ・ 就業支援の関係機関や雇用側企業に対して、精神障がいのある人の理解を深めるための啓発・研修に取り組み、就業促進や雇用の安定を図ります。

---

<sup>18</sup> 障がいのある人の企業実習に付き添って、職場環境を調整しながら、仕事の手順や通勤などを指導する援助者のことです。

## エ 発達障がいのある人の就業支援

- ・ 発達障がいのある人の就業を促進するため、発達障がい者就業支援コーディネーターを中心に、就労移行支援事業所、労働関係機関、医療機関、生活支援機関など、社会資源のネットワークを構築して就業支援体制の整備を図ります。
- ・ 発達障がいのある人について、相談者の状況や抱える課題を把握し整理したうえで就労支援機関につなげるなど、就労支援への移行が円滑に行われるよう、関係機関の連携体制を強化するとともに、就労定着支援にも取り組みます。

## オ 難病患者の就業支援

- ・ 難病患者の就業を促進するため、難病相談支援センターや地域の医療・介護・福祉従事者が連携し、就業支援のネットワークを構築する等就業支援体制の整備を図ります。

## (3) 福祉施設からの一般就労

### ア 就労移行支援事業者等の支援力の強化

- ・ 障がいのある人の一般就労への移行及び定着を進めるため、就労移行支援事業者が的確に支援できるよう、制度の見直しを引き続き国に働きかけます。また、新たに創設された就労定着支援事業の円滑な実施に努めます。
- ・ 障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮し、自立した生活を実現していくために、就労移行支援事業者等が障がい特性に配慮し、利用者の希望等に沿った就労支援が実施できるよう事業者向け研修を開催するなど、支援力の強化に取り組みます。
- ・ 併せて、就労移行支援事業者等に対して、利用者の希望や能力を踏まえた支援を徹底するなど必要な指導を行い、支援内容の適正化と就労の質の向上を図ります。

- ・ また、休職中の障がいのある人が、より効果的かつ確実に復職することが可能となるよう、必要に応じ就労移行支援等の利用を進めていきます。

#### **イ 障がい者就業・生活支援センターと就労移行支援事業所等との連携強化**

- ・ 障がい者就業・生活支援センターが、就労移行支援事業所、ハローワーク、能力開発施設、地域障がい者職業センター、特別支援学校等の教育機関、医療機関等と連携することにより、障がいのある人の就業を支える体制の強化を図ります。
- ・ また、地域の社会資源や就業支援機関が円滑に情報・意見交換できるように、就労移行支援事業所による連絡会等を主導するとともに、企業、利用者、ハローワーク等関係機関を加えた合同事業所説明会を開催するなど、障がい者就業・生活支援センターが中心となって就労移行支援事業所等関係機関との連携強化を図ります。

#### **ウ 委託訓練と障がい者就業・生活支援センターの活用**

- ・ 福祉施設から一般就労への就業支援策である「障がい者の態様に応じた多様な委託訓練」について、関係機関・関係者に周知し、利用を働きかけます。
- ・ 障がい者就業・生活支援センターでは、委託訓練の受講者募集や訓練先機関の開拓など、障がいのある人の職業能力開発訓練の受講促進を図ります。

#### **エ 就業支援にかかわる支援者の育成**

- ・ 障がい者就業・生活支援センターは、支援者の育成及び情報共有を図るため、就業支援フェスタや就業支援セミナーを開催し、就業支援に携わる職員の意識と能力の向上を支援します。

## 第5章 住みよい環境づくりのために

### 1 生活環境

#### 現状と課題

大阪市の建物や施設について、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、エレベーターやスロープ、出入り口などの改善を行っています。

鉄道駅舎エレベーターについては、「大阪市鉄道駅舎エレベーター等設置補助金交付要綱」に基づく助成制度や指導を行うことにより、障がいのある人や高齢者等の移動の円滑化の促進を図っています。

2000（平成12）年に施行された「交通バリアフリー法<sup>19</sup>」に基づき、市内の主要な鉄道駅を中心に、障がいのある人や地域の方々の参加のもと、25地区の重点整備地区を設定し、地区ごとに交通バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）を策定しました。2006（平成18）年12月に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）」が施行された後も、引き続き鉄道駅舎や駅周辺の生活関連施設に至る歩行空間について、一体的にバリアフリー化を進めています。

また、基本構想に基づく各事業の実施に際しては、その進捗状況の把握を行うとともに、障がいのある人や高齢者等からの意見なども踏まえながら、より利用者の視点に立って施設の整備等を行っています。さらに、重点整備地区の内外にかかわらず、交差点における歩道の段差切り下げ・勾配修正の推進、公園の改善、駐車場の整備などにも積極的に取り組んできました。

<sup>19</sup> 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の略称。公共交通機関の旅客施設・車両等のバリアフリー化を促進すること及び旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づき、移動の円滑化を重点的かつ一体的に推進することを内容としています。なお、2006（平成18）年12月に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」と統合し、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が施行されました。

これらの取組により、障がいのある人が住みやすい環境づくりに一定の成果をあげてきたところですが、引き続き、障がいのある人の社会参加の促進に伴う多様なニーズに対応していくことが求められています。

そのため、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」については、「ユニバーサルデザイン」の理念、「バリアフリー法」、「障害者差別解消法」、「大阪府福祉のまちづくり条例」の趣旨を踏まえた見直しを行う必要があります。また、生活関連施設も含めたバリアフリー化をより一層進め、障がいのある人が住みやすい生活環境の整備や移動手段の確保に取り組んでいく必要があります。

市営交通機関においては、「市営交通バリアフリー化推進指針（2011（平成23）年10月策定）」に基づき、積極的にノンステップバスの導入を行ってきたほか、地下鉄全駅でホームから地上までエレベーターによるワンルートを確認（2011（平成23）年3月）するとともに、乗り換え経路におけるエレベーター整備を進め、2013（平成25）年6月には地下鉄・ニュートラムのすべての乗換駅における乗り換え経路のワンルートが完成、2015（平成27）年度には他社線への乗り換え経路についても一定完了しました。現在は、既設バリアフリー経路の移動距離が長く、また幹線道路の横断が必要となるなど地下鉄をご利用されるお客さまに非常にご不便をおかけしている出入口について、一定の条件のもとバリアフリー経路の改善を目的としたエレベーターの整備を進めております。

大阪市では、プラットホームからの転落や走行中の列車との接触事故を防ぎ、障がいのある人や高齢者等の移動の円滑化と鉄道利用者の安全確保のため、民間鉄道事業者が実施する可動式ホーム柵等整備事業に要する経費の一部を補助することにより整備促進を行ってきました。

また、市営交通機関では今里筋線や長堀鶴見緑地線、千日前線に可動式ホーム柵を設置するなど、障がいのある人の利用しやすい移動手段の確保に努めてきました。さらに、お客さまのご利用の多い御堂筋線については、できるだけ早期に対策を講じる必要があると考え、2014（平成26）年度に先行して心齋橋駅と天王寺駅に設置したところです。

2016（平成28）年8月15日に東京地下鉄銀座線青山一丁目駅で、視覚障がいのある人の転落死亡事故が発生したことを受けて、同月26日には国土交通省とりまとめの「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」が設置され、ハード・ソフト両面からの転落防止に係る総合的な安全対策の検討が行われました。

同年12月に公表された「駅ホームにおける安全性向上のための検討会（中間とりまとめ）」を受けて、早期の取組として2019（平成31）年度中に谷町線東梅田駅と堺筋線堺筋本町駅の2駅にホーム柵を設置し、中長期の取組として御堂筋線の全駅設置をめざして課題解決の検討を進めてまいります。なお、ホーム柵設置までの間は御堂筋線等の各駅で視覚障がいのある人へのお声かけや見守り体制を強化し、転落防止に取り組めます。

市営交通事業の経営形態については、2017（平成29）年3月に「大阪市交通事業の設置等に関する条例を廃止する条例案」が可決されたことから、地下鉄事業は地下鉄新会社に、バス事業は大阪シティバス株式会社に、それぞれ事業を引き継いでいきます。

事業の引継ぎについては、それぞれの引継ぎに関する基本方針<sup>20</sup>において、「輸送の安全の確保は、運輸事業の基本で社会的重大課題であることから、経営判断の最優先課題とし、ハード・ソフト両面から、揺るぎのないよう取り組むこと」「本市交通局が『ひとにやさしい市営交通』を目指し、先進的に安全施策やバリアフリー施策に取り組んできた精神を、その歴史や経過を踏まえ、経営理念の根本として継承すること」など、引継会社に求める事項を定めています。

なお、交通局がこれまで担当してきた大阪市域内の地下鉄・バスに関する交通施策を推進するため、「都市交通局」を設置しており、事業の引継ぎ後についても、大阪市がこれまで果たしてきた役割や取組を踏まえ、安全対策やバリアフリー化が進むよう働きかけていく必要があります。

<sup>20</sup> 地下鉄事業については「大阪市高速鉄道事業及び中量軌道事業の引継ぎに関する基本方針（2016（平成28）年12月13日可決）」、バス事業については「大阪市自動車運送事業の引継ぎに関する基本方針（2016（平成28）年3月29日可決）」を策定。

暮らしの場の確保については、障がいのある人にとって住みやすい環境として、単身でも安心して暮らすことができるよう民間賃貸住宅や市営住宅やグループホーム等の居住の場が充足していることが必要です。また、入居差別や入居拒否が起これないよう、民間賃貸住宅所有者や地域住民の障がいに対するより一層の理解の促進が重要です。

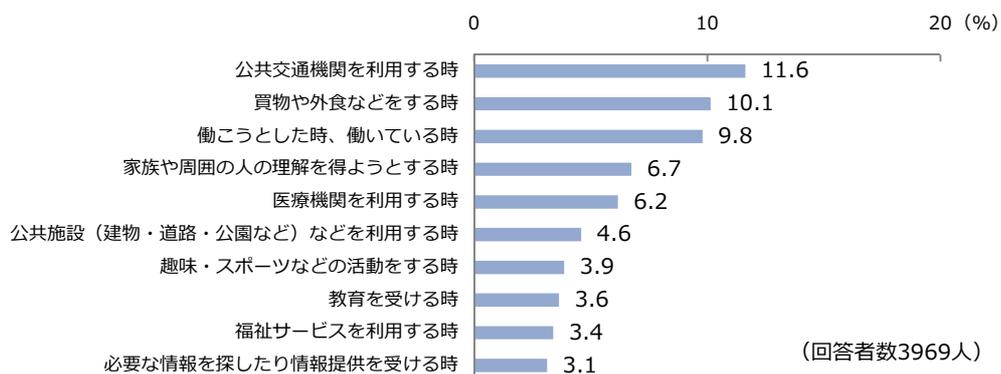
このような暮らしの場の確保について、大阪市では、これまで市営住宅の優先入居措置やグループホームの整備促進に努めてきているところであり、また、障がいや障がいのある人についての地域の理解も深まってきているところですが、引き続き、暮らしの場の確保に向けた更なる取組が求められています。

さらに、グループホームについては、2015（平成 27）年4月の消防法令改正により、消防設備、特にスプリンクラーの設置義務等が強化されています。大阪市ではグループホームの実態及び特性を踏まえ、指導や特例基準の策定を行ってきたところであり、引き続き入居者の安全確保に取り組んでいく必要があります。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆2016（平成 28）年度大阪市障がい者等基礎調査結果から◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

○ 障がいを理由に不快（差別）や不便さを感じた場面【複数回答】（障がい者本人用調査票）

（上位 10 項目のみ掲載）



「公共交通機関を利用する時」が最も多くなっています。具体的な内容（自由記述欄）では「エレベーターが少ない・遠い」といった回答が多く、ハード面の整備が求められています。また、「改札口に駅員がないことがある」、「混雑時は利用しにくい」、「点字ブロックに荷物が置いている」等の回答があり、ソフト面も含めたバリアフリーの一層の推進が求められています。



工 民間住宅のバリアフリー化の促進

オ 住宅に関する情報提供

### 施策の方向性

#### (1) 生活環境の整備

##### ア ひとにやさしいまちづくりの推進

- ・ すべての人がいやすく利用できるユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき整備を進め、障がいのある人の参加のもとに「ひとにやさしいまちづくり」を推進します。
- ・ 「障害者差別解消法」の理念に基づき、すべての市民・事業者が積極的に「ひとにやさしいまちづくり」に取り組むという意識の高揚を図るため、様々な機会をとらえて啓発を行います。

##### イ 大阪市建築物の整備、改善

- ・ 「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、市民が安全かつ快適に利用することができるよう、大阪市建築物の整備、改善に努めます。

##### ウ 民間事業者に対する働きかけ

- ・ 都市施設（不特定かつ多数の者の利用に供する建築物及び駐車場）を新たに設置する場合は「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づいて、関係事業者と協議や指導を行うなど、バリアフリーの推進を図ります。
- ・ また、重点整備地区内における開発については、基本構想の考え方に沿った整備を進めるよう啓発していきます。

## エ 公園、駐車場等の改善

- ・ 公園、駐車場等の整備にあたっては、階段のスロープ化や手すりの設置、車止めの改良、溝蓋の設置、障がいのある人に対応したトイレの整備等「ひとにやさしいまちづくり」の基本的な考え方に基づき、計画的に改善を図ります。

## (2) 移動円滑化の推進

### ア 移動手段の整備

- ・ 障がいのある人や関係事業者等と連携して策定した基本構想に基づき、鉄道駅舎、駅前広場、駅周辺施設に至る道路、信号機等の重点的・一体的なバリアフリー化を推進します。

### イ 市営交通の事業の引継ぎ

- ・ 市営交通としての事業は引き継ぐこととなりますが、大阪市がこれまで果たしてきた役割や取組を踏まえ、事業の引継ぎ後についても安全対策やバリアフリー化が進むよう働きかけていきます。
- ・ 大阪市区と大阪市高速電気軌道株式会社（Osaka Metro）及び大阪シティバス株式会社との間で、諸課題について連絡調整するための会議体を設置し、市民・お客さまの声の共有や施策に関する意見交換等を行います。

### ウ 民間事業者に対する働きかけ

- ・ 「バリアフリー法」に基づく基本方針において、移動円滑化基準の適合対象となる鉄道駅舎について、エレベーター設置等の段差解消、可動式ホーム柵の設置等の転落防止対策、多機能トイレや誘導案内設備の設置などのバリアフリー化やノンステップバスの新規導入が促進されるよう、積極的に働きかけます。

- ・ 民間鉄道駅の一部において駅員のいない駅があることから、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、障がいのある人や高齢者をはじめとしたすべての駅利用者が安全・安心に利用できるよう、国に対して、人員配置について鉄道事業者へ指導するよう要望していきます。

## エ 歩行空間の改善

- ・ 重点整備地区内の主要な経路（特定経路）、視覚障がいのある人の利用が多い公共施設等から最寄りのバス停や鉄道駅等公共交通機関までの経路、主要交差点、歩道橋の階段昇降口部等への視覚障がい者誘導用ブロックの設置を推進し、あわせて歩道の設置や拡幅を行います。
- ・ 交差点における歩道の段差切り下げ・勾配修正については、先進事例も参考としながら障がいのある人が安全で快適に移動できるよう改善します。
- ・ 違法駐車、放置自転車対策を徹底し、障がいのある人をはじめすべての歩行者が安全かつ快適に歩道を利用できるようにします。

## オ 自家用車利用に対する支援

- ・ 障がいのある人の行動範囲を大幅に広げるものとなる自家用車を活用できるよう、大阪府障がい者等駐車区画利用証制度の普及や車いす使用者用駐車スペースの確保などについて、啓発に努めます。また、市立駐車場における一時駐車料金割引を継続します。

## カ バリアフリー施設の情報発信

- ・ 市立病院や図書館などの公共的施設や不特定多数の人が利用する民間施設のバリアフリー情報を、ホームページ等により情報発信します。

### (3) 暮らしの場の確保

#### ア 市営住宅の改善等

- ・ 市営住宅の整備にあたっては、引き続きバリアフリー対応の住宅への改善に努めます。
- ・ 新築市営住宅の全戸について、「高齢者が居住する住宅の設計にかかわる指針」及び「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき建設を行うとともに、障がいのある人を対象とした住宅の供給に努めます。
- ・ 特定目的住宅の障がいのある人の入居枠の確保に努めるとともに、車いす利用者住宅についても可能な限り増設を図ります。なお、特定目的住宅の募集の際に申込みがなかった車いす利用者住宅については、随時募集の対象とし、常時申込みが可能な入居枠の確保に努めます。

#### イ グループホームの設置促進

- ・ グループホームは、障がいのある人の地域での自立生活や、施設・病院等からの地域移行を図るために必要な「住まい」であり、引き続き、国の補助制度（新築）を活用した設置促進に努めます。
- ・ また、国の補助制度の対象外である賃貸住宅等を活用した設置に対する大阪市の整備補助等について、今後も引き続き実施していきます。
- ・ 都市部におけるグループホームに適した物件の確保の困難さに対応するため、市営住宅の活用を希望するグループホーム事業者を利用可能な住戸のマッチングについて、今後も引き続き実施し、より一層の設置促進に努めていきます。
- ・ また、現にグループホームが運営されている市営住宅の建替えを行う際には、事業者の希望と提供可能な住戸との適合化を図るとともに、国に対して関係法令の整合性の確保を求めています。
- ・ スプリンクラー等、グループホームが必要とする消防設備の設置について、スプリ

ンクラー設置指導及び特例基準に基づき、引き続きグループホームの入居者の安全確保に努めていきます。

- ・ グループホームが一律に建築基準法上の「寄宿舍」とみなされること等によって、運営継続や新規設置が困難になることのないよう、大阪府内における建築基準法上の取扱いに関する申合せ事項の適切な運用に引き続き努めていきます。

## ウ 民間住宅の確保

- ・ 大阪府や Osaka あんしん住まい推進協議会<sup>21</sup>等と連携し、障がいのある人等の入居を受け入れる民間賃貸住宅やその仲介を行う不動産事業者、居住支援を行う団体等の情報提供を行います。また、入居を希望する障がいのある人が円滑に民間賃貸住宅へ入居できるよう取組を進めます。

## エ 民間住宅のバリアフリー化の促進

- ・ 「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」等を踏まえ、大阪市の建替建設費補助制度を活用して建設する民間集合住宅について、一部のエリアで住戸内のバリアフリー化を義務付け、暮らしやすい住宅の供給促進に努めます。
- ・ 民間共同住宅においては、一定規模を超える建築物をバリアフリー整備の対象としていますが、障がいのある人などへの配慮が促進されるよう、「大阪府福祉のまちづくり条例」などの動向も注視して、整備対象の小規模化について検討を進めます。
- ・ すべての市民が自らの問題として積極的に「ひとにやさしいまちづくり」に取り組む機運を盛り上げるため、その必要性を周知するとともに、協力が得られるよう様々な機会をとらえて啓発を行います。

---

<sup>21</sup> 不動産関係団体や民間賃貸住宅の賃貸人、UR都市機構や住宅供給公社等の公的賃貸住宅事業者、府、市町村等が正会員となり2015（平成27）年3月に設立。（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条に基づく居住支援協議会）

## オ 住宅に関する情報提供

- ・ 大阪市立住まい情報センターにおいて、障がいのある人等に対する住宅相談も含めた住まいに関する様々な情報提供を行います。
- ・ 住宅改造に関する相談等の充実を図り、障がいのある人一人ひとりに適した住環境が確保されるように努めます。

## 2 安全・安心

### 現状と課題

防災対策については、2011（平成 23）年の東日本大震災や 2016（平成 28）年熊本地震などの過去の大規模災害の教訓から、障がいのある人などの避難行動要支援者の避難支援等については、障がいの程度にかかわらず、支援を要する人の状況の把握、避難所での支援や福祉避難所等の確保、また、必要な生活物品等や医薬品・医療材料の確保などについて、関係機関等と連携を図りながら、「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、具体的な取組を推進していく必要があります。

災害時や緊急時について、避難行動要支援者をはじめ、障がいのある人等を災害から救出、救護したり、災害発生のおそれがあるとき、事前に避難させたりすることは、安全で安心して暮らせる地域をつくっていくうえで、極めて重要な課題です。

また、災害の被害を軽減するためには、「自助」、「共助」、「公助」の連携が必要であり、地域における防災訓練等への障がいのある人の参加促進など、地域での避難支援等の取組を進める必要があります。

大きな災害が発生した直後などは、行政の支援が間に合わないことなどから、地域の支えあいが必要であり、日頃からの隣近所のコミュニケーションを図ることも必要です。そのためにも、様々な啓発等により、障がいのある人等に対する理解を深める必要があります。

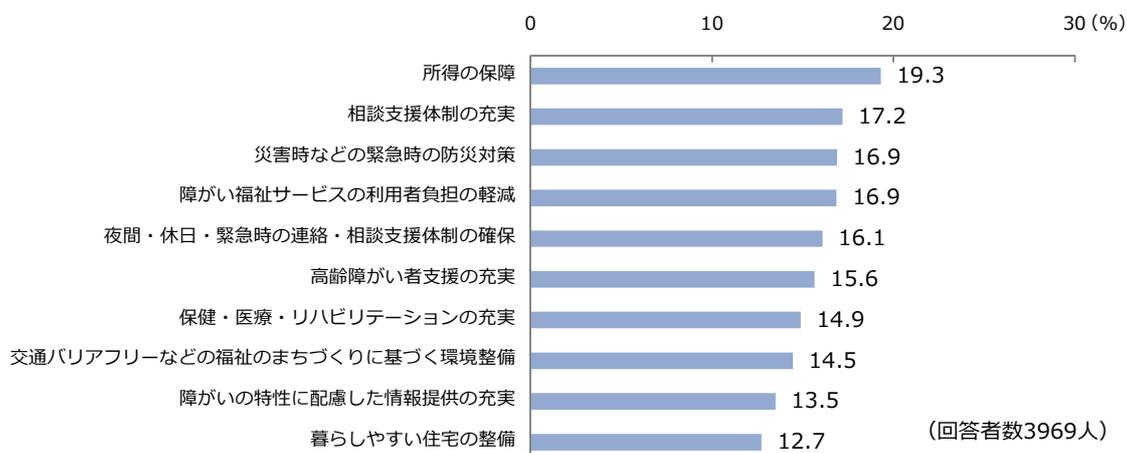
防犯対策については、街頭における犯罪が多発している現状において、障がいのある人が安全で安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。

また、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、これまでも各地域における講座の開催や啓発冊子の配布など様々な形で啓発・情報提供を行ってきましたが、悪質商法による消費者被害は依然として多く、その手口や対処方法などの知識の普及が必要であるため、引き続き、各地域において啓発・情報提供を行う必要があります。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆2016（平成28）年度大阪市障がい者等基礎調査結果から◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

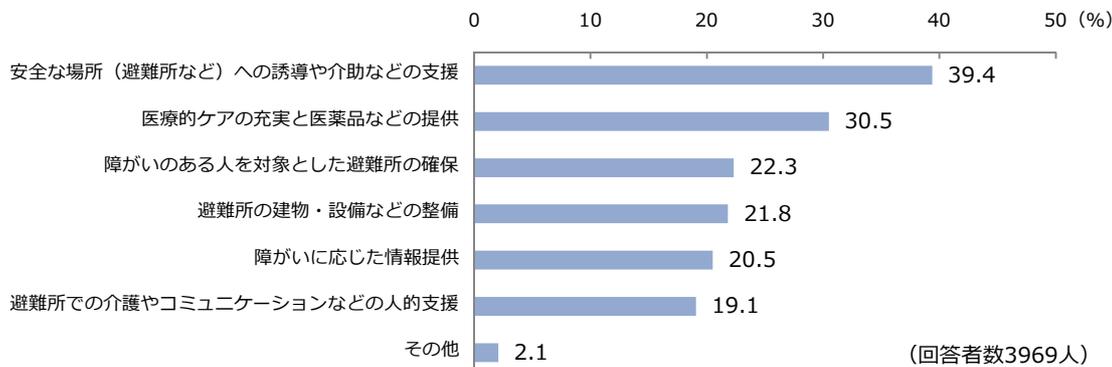
○ 障がい者施策全般に望むこと【複数回答】（障がい者本人用調査票）

（上位10項目のみ掲載）



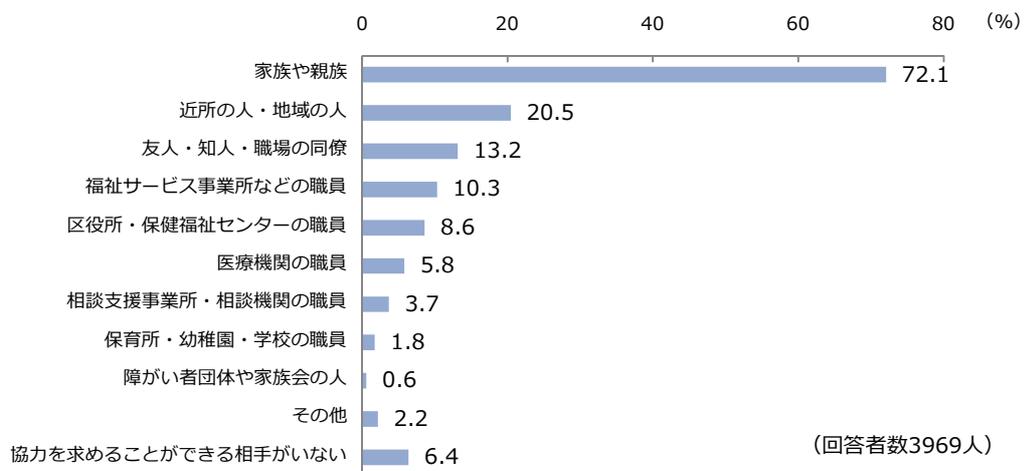
障がい者施策全般に望むことでは、「災害時などの緊急時の防災対策」を回答された方が16.9%と多数おられ、防災対策に対する関心の高さがうかがえます。

○ 災害時に必要と思うこと【複数回答】（障がい者本人用調査票）



「安全な場所（避難所など）への誘導や介助などの支援」が最も多く、要支援者の避難支援の取組の促進が求められています。また、「医療的ケアの充実と医薬品などの提供」が続いており、医療的ニーズへの対応が求められています。

○ 災害等の緊急時に協力を求める相手【複数回答】（障がい者本人用調査票）



「家族や親族」を回答された方が非常に多く、地域の人等にも協力が求められるよう取組を進める必要があります。また、「協力を求めることができる相手がない」を回答された方が6.4%もおられます。そういった方の状況や支援内容を把握するとともに、地域において支えあう取組を進める必要があります。



( 課 題 )

- ① 防災・防犯対策の充実
  - ア 防災体制の強化
  - イ 災害時・緊急時の対応策の充実
  - ウ 防犯体制の強化

## 施策の方向性

### (1) 防災・防犯対策の充実

#### ア 防災体制の強化

- ・ 「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、要支援者の避難支援の取組の促進に努めていくとともに、障がいのある人をあらゆる災害から守るため、施設及び住宅の防災体制の強化を図ります。

#### イ 災害時・緊急時の対応策の充実

- ・ 地域における防災訓練等への障がいのある人の参加促進など、地域での避難支援等の取組を支援します。
- ・ 災害時・緊急時の避難誘導及び通報体制・避難ルートを整備するとともに、その周知徹底を図り、消防関係機関及び住民による避難誘導の実効性を確保します。
- ・ 大きな災害が発生した直後などは、地域の支えあいが重要であるため、個人情報への保護に留意し、支援を要する障がいのある人の所在把握や避難支援プラン（個別計画）の作成を通じて、状況や支援内容を日常的に把握します。
- ・ また、様々な障がいの特性について理解を深め、障がい特性に配慮しながら、障がいのある人に対して避難訓練等への参加を働きかけ、地域における救出、救護の充実を図ります。
- ・ 安否確認の体制や社会福祉法人・NPO等と連携した福祉サービス・福祉用具・医療の確保、心のケアのあり方などについて検討を進めます。
- ・ 「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、避難行動要支援者への情報伝達体制の整備や、避難された後の状況に応じて必要な医療・保健・福祉サービスを提供するための体制整備を図ります。
- ・ 加えて、福祉避難所で必要となる医薬品や生活物品の確保の取組を実施します。

- ・ 障がいのある人等で、避難所での生活に特別な配慮を必要とする人を対象に受入れを行う「福祉避難所」について、社会福祉施設等の関係団体との調整を進め、その確保に努めます。
- ・ また、地域の防災訓練等において、福祉避難所への搬送訓練等を実施し、福祉避難所運営の実効性の向上を図っていきます。
- ・ 福祉避難所への移動方法等の対応や受入れ機能の整備、避難行動要支援者の名簿の活用等について、「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき取組を進めます。

## ウ 防犯体制の強化

- ・ 障がいのある人を犯罪から守り、安全で安心なまちづくりを進めるため、地域の実情に応じた防犯活動の支援や犯罪被害防止のための広報・啓発、防犯活動を進めます。
- ・ 近隣での日々の見守りや声かけができるような、地域づくりを支援します。
- ・ 障がいのある人に対する悪質商法による消費者被害を防止するため、悪質商法の手口や防止方法を紹介する講座の開催など、障がいのある人に対し、地域の実情や障がいの状況に応じた形で啓発や情報提供を行います。

## 第6章 地域で安心して暮らすために

### 1 保健・医療

#### 現状と課題

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が課題となっており、障がいのある人が住み慣れた地域において健康でいきいきと暮らしていくためには、福祉サービスと在宅医療の充実などをより一層図り、個々人の状況に応じた健康づくりと安心して医療を受けられることが必要です。

障がいのある人が適切な医療を受けるにあたっては、医療機関における障がいに対する理解やコミュニケーションの配慮、及びアクセスや設備などが整った受診しやすい環境づくりを関係機関などが連携し進めていく必要があります。

配慮や支援を要する障がいのある人が入院した際、医療機関においては介護ニーズに十分に対応できないことがあるため、支援するための制度整備が必要です。2018（平成30）年4月より入院中の医療機関における重度訪問介護の利用が一部可能となりましたが、利用できる方は限定されています。障がいのある人が、地域で安心した生活が送れるよう、様々な障がい種別への支援に対応できる地域医療・リハビリテーション体制の充実が必要です。

高度急性期、急性期、回復期、慢性期といった患者の状態に応じて、適切な医療を効果的かつ効率的に提供するためには、不足する医療機能の充足を図るとともに、医療機能の分化・連携を促進する必要があります。

2011（平成23）年に成立した「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、介護福祉士や一定の研修を受けた介護職員等によるたんの吸引等の実施が可能となったところですが、一層のサービス提供基盤の充実が必要です。

医療的ケアを必要とする障がいのある人の地域生活を支えるため、保健・医療・福祉が連携した支援体制の整備が必要です。

乳幼児健康診査等で障がいが疑われたこどもに対しては、早期に適切な医療や支援を提供するとともに、保護者や関係者に対して必要な知識や情報を提供することが重要です。

また、障がいのあるこどもやその保護者等が安心して地域で暮らせるよう、関係機関等が連携した療育支援体制の充実が必要です。

精神障がいのある人が安心して地域で生活するためには、身近なところで必要なときに必要な医療サービスを受けられるシステムが必要です。

しかし、市内には精神科の専門病院が非常に少なく、精神科病床も限られていることから、入院医療の多くは市外の精神科病院で行われています。

そのため、「大阪府保健医療計画」及び「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」との整合性を図りながら、大阪府、堺市と共同で精神科救急医療体制<sup>22</sup>の整備を行うとともに、2005（平成17）年に「おおさか精神科救急医療情報センター」を設置したところです。

大阪市単独事業としては2008（平成20）年7月から休日・夜間の救急外来対応ができる診療所の固定化を図り、一次救急医療体制<sup>23</sup>の強化を行いました。2015（平成27）年8月より、一般救急病院や救命救急センターにおいて、精神科合併症患者の身体的な治療を終えた患者がスムーズに精神的な治療を受けることができる「精神科合併症支援システム」の運用を大阪府、堺市と共同で行いました。

難病患者にとって、疾病に対する不安と医療費や介護費の負担など、心理的、経済的負担は大きいものがあります。医療費負担の軽減や療養生活上の相談、在宅療養における居宅生活支援、また、疾病に関するものはもちろん、介護・療養に関する情報提供など、医療と保健・福祉が連携した難病患者に対する幅広い支援の推進が求められています。

また、長期入所・入院から地域での自立生活への移行を推進するためには、地域生活での様々な医療ニーズに対応した相談窓口や医療・リハビリテーション体制や緊急時の支援体制、また、在宅療養における支援サービス等の整備・充実に求められるところです。

---

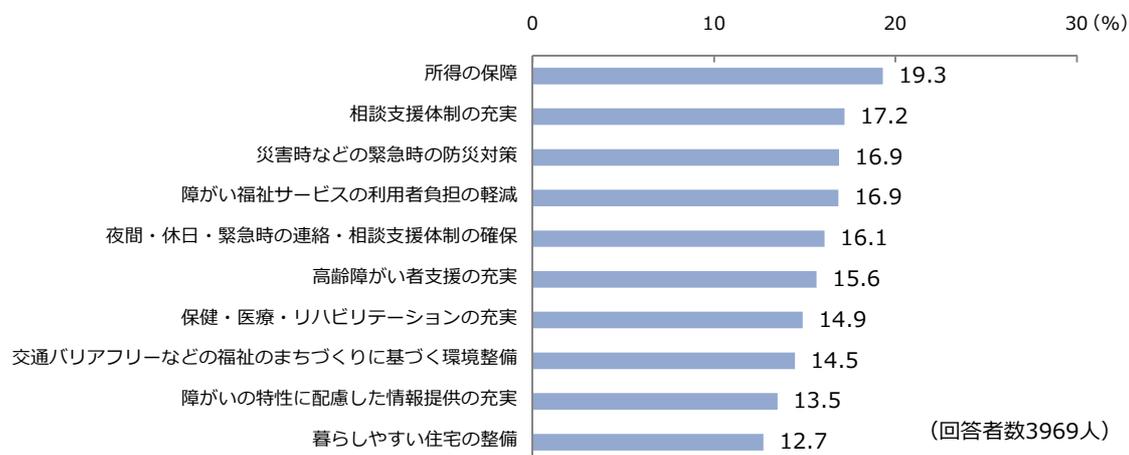
<sup>22</sup> 休日・夜間において緊急な精神科医療を提供する診療体制。

<sup>23</sup> 休日・夜間に、外来診療で対応可能な精神疾患をもつ患者のための救急診療体制。

## ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆2016（平成28）年度大阪市障がい者等基礎調査結果から◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

## ○ 障がい者施策全般に望むこと【複数回答】（障がい者本人用調査票）

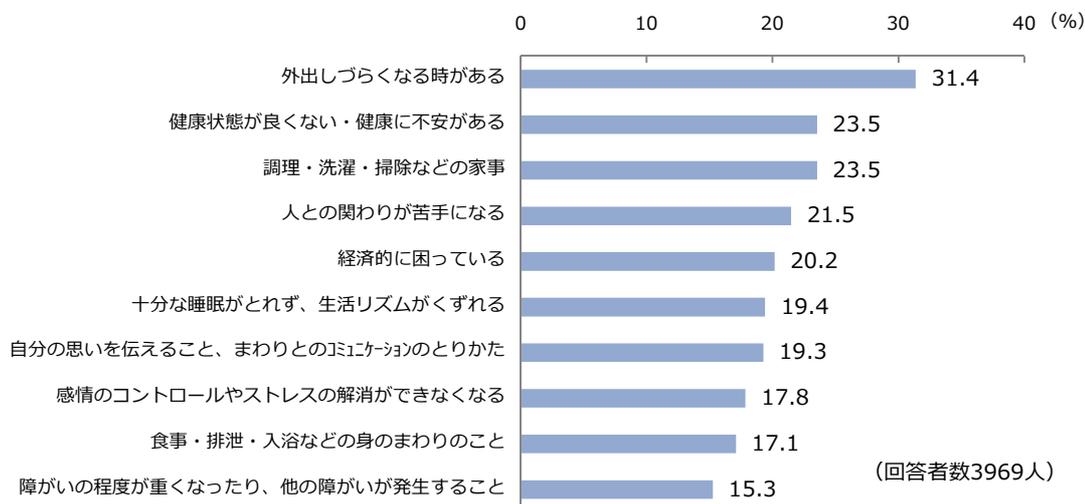
（上位10項目のみ掲載）



障がい者施策全般に望むことでは、「保健・医療・リハビリテーションの充実」を回答された方が14.9%と多数おられ、関心の高さがうかがえます。

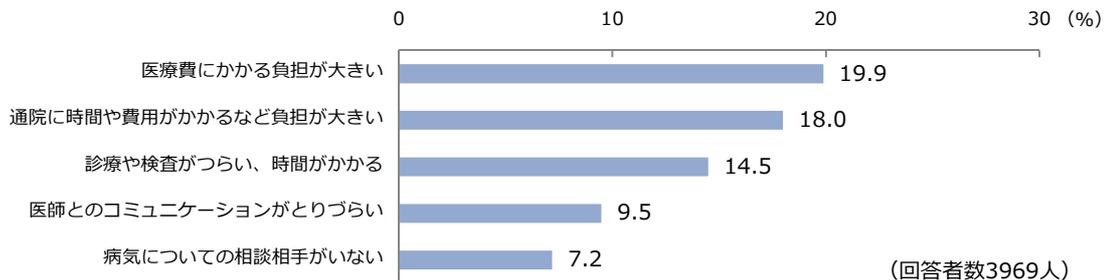
## ○ 障がいによって困っていること【複数回答】（障がい者本人用調査票）

（上位10項目のみ掲載）



精神的なことも含めて健康面について回答された方が多数おられ、保健・医療分野の充実が求められています。

○ 医療に関する困りごと【複数回答】（障がい者本人用調査票）（上位5項目のみ掲載）



「医療費にかかる負担が大きい」を回答された方が最も多く、費用負担の軽減が求められています。また、通院や医師とのコミュニケーションに関する支援が求められています。



（ 課 題 ）

- ① 総合的な保健、医療施策の充実
  - ア 障がいのある人の健康管理の推進
  - イ 受診機会の保障
- ② 地域におけるリハビリテーション・医療の充実
  - ア 地域におけるリハビリテーション体制の整備
  - イ 中途障がいのある人の地域リハビリテーションの充実
  - ウ 地域における医療連携体制の構築
  - エ 医療的ケアの体制整備
- ③ 療育支援体制の整備
  - ア 療育支援体制の充実
  - イ 連携の強化
- ④ 精神保健福祉活動の推進と医療体制の整備
  - ア 地域精神保健福祉相談体制の充実
  - イ 地域精神医療体制の整備
- ⑤ 難病患者への支援
  - ア 医療制度の充実
  - イ 保健事業の充実

## 施策の方向性

### (1) 総合的な保健、医療施策の充実

#### ア 障がいのある人の健康管理の推進

- ・ 障がいのある人にとって二次的機能障がいは生活上の困難の大きな原因の一つとなっているため、二次的機能障がい予防のための健康診査事業を充実、啓発に努め健康管理の推進に努めます。

#### イ 受診機会の保障

- ・ 大阪府で実施している「大阪府障がい者地域医療ネットワーク推進事業」協力医療機関とも連携しながら、身近な地域で障がいのある人が適切な医療を受けられる仕組みづくりについて検討します。
- ・ 医療機関受診に際して支援や配慮が必要な障がいのある人が、安心して適切に治療や相談を受けることができるよう、医療機関に対する啓発を行います。
- ・ 配慮や支援を要する障がいのある人が入院した場合の介護ニーズについて、入院中の医療機関における重度訪問介護利用ができる対象者の範囲を拡大するなど、十分な対応が可能となるよう、国に対して制度整備を働きかけていきます。
- ・ 障がいのある人の歯科診療については、一般歯科医院での治療が困難な人が容易に受診できるよう歯科診療事業や医療機関の情報提供の充実に努めます。
- ・ 障がいのある人が安心して適切な医療を受けられるよう、大阪府に対して障がい者医療費助成制度の対象範囲の拡大を要望するとともに、国に対しても医療費助成制度が国の制度として統一した基準を設けて実施されるよう引き続き要望していきます。
- ・ コミュニケーションの支援が必要な障がいのある人が医療機関に入院した際、医師や看護師等との意思疎通が可能となるよう支援を行います。

- ・ 重症心身障がい児（者）が、急病時に、円滑に適切な医療を受けられるよう、専門的な知識等を有するコーディネーターを配置し、連携する医療機関の確保、受入れの調整を図るなど、医療体制の構築を進めます。

## **（２）地域におけるリハビリテーション・医療の充実**

### **ア 地域におけるリハビリテーション体制の整備**

- ・ 障がいのある人が、住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、筋委縮性側索硬化症や重度重複障がい、高次脳機能障がいなど、様々な障がい種別への支援に対応していけるよう、心身障がい者リハビリテーションセンター等のリハビリテーション機能を有する施設、さらには医療機関・関係団体等と連携し、地域リハビリテーション体制の充実に努めます。
- ・ 心身障がい者リハビリテーションセンターは、地域においてリハビリテーション機能を有する関係諸機関と緊密に連携し、基幹施設として地域に即したコーディネーター機能等のより一層の充実を図ります。
- ・ 舞洲障がい者スポーツセンター（アミティ舞洲）や長居障がい者スポーツセンターでは、スポーツセンターの環境を有効に活用し、利用者のライフスタイルに応じてのリハビリテーション、運動プログラムの作成を支援する相談事業を行います。

### **イ 中途障がいのある人の地域リハビリテーションの充実**

- ・ 中途障がいのある人への支援として、医療・保健・福祉機関や当事者団体等と連携をとり、早期に、短期・集中的な訓練と心理的な支援、さらにはその後につながる職場復帰や社会復帰に向けた自立した生活を送るための訓練ができるような支援体制の整備に努めます。

## ウ 地域における医療連携体制の構築

- ・ 2025（平成 37）年に必要な病床機能（高度急性期・急性期・回復期・慢性期）を確保していくために、病床機能のあり方を検討していくとともに、各病床機能の分化と連携を促進し、効率的かつ質の高い医療体制を構築していきます。

## エ 医療的ケアの体制整備

- ・ 障がい福祉サービス事業所に対し、医療的ケアに係る介護技術の向上を目的とした研修等を実施することにより、サービス提供基盤の充実に努めます。
- ・ 特にニーズの高いショートステイについて、医療機関と連携して医療的ケアに対応したショートステイ事業の充実に努めます。
- ・ 医療的ケアを必要とする障がいのある人が地域の身近なところでサービスを利用できるよう、障がい福祉サービスについて、医療的ケアに十分対応できる報酬単価となるよう国に要望していきます。
- ・ 医療的ケアを必要とする障がいのある子どもが地域において必要な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉等の各関係機関が連携するための体制整備に努めます。

### （3）療育支援体制の整備

#### ア 療育支援体制の充実

- ・ 大阪市こども相談センター、心身障がい者リハビリテーションセンターや区保健福祉センターが関係機関等と連携し、各種相談、医学的診断・検査、発達評価の充実に努めるほか、家族に対して子育て全般を含めた日常生活場面及び発達援助への助言を行うなどの、療育支援体制の強化に努めます。
- ・ 障がいのある子どもについては、できる限り早期に療育支援を行うことが重要とされていることから、乳幼児健康診査や4・5歳児発達障がい相談等によって障がい疑われた子どもへの早期療育支援体制の充実に努めます。

- ・ 発達障がいのあるこどもの支援については、専門療育機関を設置し、身辺自立や集団への適応に向けた日常生活の力を伸ばすための個別的・専門的療育を親子通園により実施します。
- ・ 保護者も含めた家族を支援する観点にたち、地域で安心して子育てを行っていただけるよう、子育てに関する自信の回復や不安を軽減し、親子関係の安定化を図ることにより、こどもの自尊感情を育み、自立に向けた取組ができるよう支援します。

## イ 連携の強化

- ・ 障がいのあるこどもの早期医療体制から早期治療・療育に結びつけていくため、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の有機的な連携体制の確立を図るとともに、諸機関の間で中断されることなく連続したフォローアップ体制を整え、発達段階に応じた種々の対応が継続的かつ円滑に行われるよう努めます。

## (4) 精神保健福祉活動の推進と医療体制の整備

### ア 地域精神保健福祉相談体制の充実

- ・ 地域における精神保健福祉相談の充実を図るため、区保健福祉センターと地域活動支援センター（生活支援型）などと連携強化するとともに、精神障がいのある人の複合的課題に対応していけるよう、こころの健康センターが、助言・指導などの技術的支援を行います。
- ・ 精神保健福祉の相談機関では精神障がいのある人の相談だけでなく広く市民に対し、精神疾患の一次予防（疾病そのものの予防）、二次予防（早期治療に加えて症状の悪化や再発を防止）の視点に立って、幅広くこころの健康づくりの推進を図ります。

### イ 地域精神医療体制の整備

- ・ 精神科救急医療体制については、大阪府、堺市、関係機関と連携しながら、引き続き

充実を図るとともに、精神科身体合併症<sup>24</sup>を有する患者に対しては、2015(平成27)年8月より運用している精神科合併症支援システム運用の強化を通じて、精神科身体合併症患者に対する救急医療体制の充実を図ります。

- ・ また、市民が身近なところで医療サービスを受けることのできるよう一般病院とも連携を進め、その方策を検討します。

## (5) 難病患者への支援

### ア 医療制度の充実

- ・ 「難病の患者に対する医療等に関する法律」が制定され、医療費の助成対象となる疾病が拡大されたところであり、保健・医療・福祉にわたる総合的な難病対策の充実に努めるとともに、引き続き患者の負担軽減等について、国に対して働きかけていきます。

### イ 保健事業の充実

- ・ 難病患者、小児慢性特定疾病児、家族を対象にした専門医、保健師、小児慢性特定疾病児の養育経験者(ピアカウンセラー)等による医療、保健、福祉等に関する療養相談会や、患者・家族の療養生活上生じる問題や障がいの軽減を図るための交流会等について、患者・家族が参加や相談しやすいものとなるよう、より充実を図ります。

---

<sup>24</sup> 精神疾患に加えて、内科・外科等の治療を必要とする疾患を有する状態のことです。



## **第3部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画**



## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画の概要

大阪市障がい福祉計画は「障害者総合支援法」第88条に基づく市町村障がい福祉計画として策定するもので、大阪市として5期目の計画であり、国の基本指針に基づき2018（平成30）年度から2020（平成32）年度の3年間を計画期間とします。

また、大阪市障がい児福祉計画は「児童福祉法」第33条の20に基づく市町村障がい児福祉計画として新たに策定するものであり、国の基本指針に基づき2018（平成30）年度から2020（平成32）年度の3年間を計画期間とします。

国の基本指針においては、「市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成することが必要である」とし、次の5項目を示しています。

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援

また、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次の5つの成果目標を定めています。

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援拠点等の整備
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 障害児支援の提供体制の整備等

大阪市では、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等が計画的に提供されるよう、国の基本指針に即して成果目標を設定するとともに、2018（平成30）年度から2020（平成32）年度までの3年間における各サービス等の見込量を定めます。

## 2 計画の分析・評価

本計画において設定する成果目標については、活動指標（障がい福祉サービス等の利用実績など）の活用も図りつつ、進捗状況の把握・分析を行い、その結果については大阪市障がい者施策推進協議会及び専門部会へ報告し、評価・分析に対する意見を求めるとともに、広く市民に公表します。また、同協議会等の意見に基づき、本計画の見直しその他の必要な措置を講じます。

## 第2章 成果目標

### 1 施設入所者の地域移行

#### (1) 成果目標

##### ① 地域移行者数

154人（2017（平成29）年度から2020（平成32）年度の4年間）

##### ② 施設入所者数

1,348人（2016（平成28）年度末）→ 1,321人（2020（平成32）年度末）

【27人の減】

※ 障がい児施設を利用する18歳以上の人の地域移行については、国の基本指針に基づき成果目標の対象外としていますが、大阪市としては、障がい児施設と連携しながら引き続き取り組んでいきます。

#### (2) 成果目標の考え方

① 地域移行者数について、第4期計画における国の基本指針では、2013（平成25）年度末時点の施設入所者数の12%以上を目標数値として設定するよう示されていました。

大阪市では、金剛コロニーからの地域移行者を別途加算してきた経過から、2013（平成25）年度末の施設入所者（1,435人）のうち金剛コロニー入所者（61人）を除いた1,374人の12%（165人）に、地域移行の希望を持っている金剛コロニー入所者（19人）を加えた184人に、第3期計画における未達成者見込（54人）を加えた238人が、2017（平成29）年度末までに地域移行するものとして目標数値を設定しましたが、2017（平成29）年度末見込では206人となっています。

第5期計画における国の基本指針では、2016（平成28）年度末時点の施設入所者数の9%以上を目標数値として設定するよう示されています。

大阪市では、国の基本指針に基づき、2016（平成28）年度末の施設入所者数（1,348

人)の9%(122人)に、第4期計画における未達成者見込(32人)を加えた154人を2020(平成32)年度末までに地域移行するものとして設定します。

- ② 施設入所者数について、第4期計画における国の基本指針では、2013(平成25)年度末時点の施設入所者数の4%以上削減を目標数値として設定するよう示されています。

大阪市では、地域移行者数の目標設定を考慮し、2013(平成25)年度末の施設入所者数(1,435人)のうち金剛コロニー入所者(61人)を除いた1,374人の4%(55人)に、地域移行の希望を持っている金剛コロニー入所者(19人)を加えた74人を削減することとし、2017(平成29)年度末時点の施設入所者数を1,361人として設定しました。2017(平成29)年度見込では、第4期計画の目標数値を達成すると見込んでいます。

第5期計画における国の基本指針では、2016(平成28)年度末時点の施設入所者数の2%以上削減を目標数値として設定するよう示されています。

大阪市では、国の基本指針に基づき、2016(平成28)年度末の施設入所者数(1,348人)の2%(27人)を削減することとし、2020(平成32)年度末の施設入所者数を1,321人と設定します。

〔参考〕国の基本指針

- ① 2013(平成25)年から2015(平成27)年の地域生活移行者の水準を踏まえ、2016(平成28)年度末時点の施設入所者数の9%以上の地域生活への移行と、現計画で定める2017(平成29)年度末までの施設入所者の地域生活への移行実績が目標に満たないと見込まれる割合を加えて設定。
- ② 2013(平成25)年から2015(平成27)年の施設入所者数削減の状況を踏まえ、2016(平成28)年度末時点の施設入所者数の2%以上の削減と、現計画で定める2017(平成29)年度末までの施設入所者の削減数が目標に満たないと見込まれる割合を加えて設定。

※ なお、18歳以上の障がい児施設入所者を除いて成果目標を設定。

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

- ①②ともに国の基本指針に沿って目標を設定。

## 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### (1) 成果目標

- ① 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置（2020（平成32）年度末）
- ② 精神病床における1年以上の長期入院者数  
2,253人（2016（平成28）年度）→ 2,061人（2020（平成32）年度）  
【192人の減】 ※ 65歳以上と65歳未満の区別は設けません。
- ③ 精神病床における早期退院率
  - ・ 入院後3か月時点 69%以上（2020（平成32）年度）
  - ・ 入院後6か月時点 84%以上（2020（平成32）年度）
  - ・ 入院後1年時点 90%以上（2020（平成32）年度）
- ④ 地域移行支援による地域移行者数（大阪市独自の目標設定）  
60人（各年度20人）

### (2) 成果目標の考え方

- ① 国の基本指針に基づき、2020（平成32）年度末までに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。
- ② 精神病床における1年以上の長期入院者数について、国の基本指針では、都道府県の成果目標として、国の提示する推計式を用いて目標設定することとしています。

それに対して、大阪府の基本的な考え方においては、国の提示する推計式を用いず、大阪府独自の方法により目標を設定することとしています。

この項目は都道府県の成果目標となっておりますが、大阪市としては、これまでも目標設定してきたことを踏まえ、大阪府の成果目標との整合性を図る観点から、大阪府の基本的な考え方に基づき設定します。

大阪府の基本的な考え方では、2016（平成28）年度在院患者調査における大阪府内の1年以上の寛解・院内寛解の患者730人を3年間で減らすことを目標とし、年平均250人減少、2020（平成32）年度までの4年間で合計1,000人減少を目標としています。

この730人のうち、入院前居住地が大阪市である方は144人であることから、大阪市においては年平均48人減少させることとし、2020（平成32）年度の目標数値を、2016（平成28）年度の長期入院患者数2,253人から192人減少させた2,061人に設定します。（2016（平成28）年度を基準としているため、2020（平成32）年度までの4年間で設定。）

- ③ 精神病床における早期退院率について、国の基本指針では、都道府県の成果目標として、入院後3か月時点は69%以上、入院後6か月時点は84%以上、入院後1年時点は90%以上に設定することとしており、大阪府では、国の基本指針に沿って目標を設定することとしています。

この項目は都道府県の成果目標となっていますが、大阪市としては、これまでも目標設定してきたことを踏まえ、国の基本指針に沿って成果目標を設定します。

- ④ 大阪市独自の目標設定として、地域移行支援による地域移行者数を第4期計画と同様に60人とします。

〔参考〕国の基本指針

- ① 2020（平成32）年度末までにすべての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを原則として設定。
- ② 国が提示する推計式を用いて、2020（平成32）年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を設定。
- ③ 2020（平成32）年度において、入院後3か月時点の退院率は69%以上、入院後6か月時点の退院率は84%以上、入院後1年時点の退院率は90%以上に設定。

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

- ①③については、国の基本指針に沿って目標を設定。
- ②については、2017（平成29）年度から3年間を大阪府主導の集中取組の期間として、730人の1年以上の寛解・院内寛解患者を減らすこととしている。第5期大阪府障がい福祉計画では、2016（平成28）年度の在院患者調査の1年以上長期入院者の数9,823人から、年平均250人の減少をめざし、2020（平成32）年6月末時点での1年以上在院患者の数を1,000人減の8,823人に設定。なお、その際には65歳以上と65歳未満の区分は設けない。

### 3 福祉施設からの一般就労

#### (1) 成果目標

- ① 2020（平成 32）年度の福祉施設（就業・生活支援センター及び職業能力開発訓練施設を含む）から一般就労への移行者数 788 人
- ② 2020（平成 32）年度末の就労移行支援事業の利用者数 1,425 人
- ③ 2020（平成 32）年度の就労移行支援事業所における就労移行率が 3 割以上の事業所の割合 50%以上
- ④ 就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率 80%以上

#### (2) 成果目標の考え方

- ① 福祉施設から一般就労への移行について、国の基本指針では、2016（平成 28）年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上を基本としています。

それに対して、大阪府の基本的な考え方においては、第 4 期計画の目標値及び現時点での実績と比較して、これほどの増加を見込むことは困難であることから別途算出し、2016（平成 28）年度の一般就労への移行実績の 1.3 倍以上を目標としています。

大阪市としては、大阪府の成果目標との整合性を図る観点から、大阪府の基本的な考え方に基づき、2020（平成 32）年度中に一般就労に移行する者を、2016（平成 28）年度の一般就労への移行実績（606 人）の 1.3 倍（788 人）を目標として設定します。

- ② 大阪市における利用者数の対前年度増加率は、国や大阪府に比べて大きく上回っているものの、その伸びは鈍化傾向にあります。今後、第 5 期計画期間内については、この鈍化傾向が続くものとして見込むと年平均で約 9.5%増加することから、2020（平成 32）年度末の利用者数については、2016（平成 28）年度末の利用者数（996 人）の 1.43 倍（1,425 人）を目標として設定します。

- ③ 就労移行率が3割以上の事業所の割合について、国の基本指針に基づき、2016（平成28）年度実績40.2%から50%へ引き上げることを目標とします。
- ④ 就労定着支援事業による職場定着率について、就労定着支援事業が2018（平成30）年度に創設されるサービスであることから、国の基本指針に基づき80%以上を目標とします。

〔参考〕国の基本指針

- ① 2020（平成32）年度中に一般就労に移行する者を、2016（平成28）年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本として設定。
  - ② 2020（平成32）年度末における就労移行支援事業の利用者数を、2016（平成28）年度末における利用者数から2割以上増加させることを基本として設定。
  - ③ 2020（平成32）年度末において、就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目標として設定。
  - ④ 就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本として設定。
- ※ ①②については、現計画で定める2017（平成29）年度末までの数値目標が達成されないと見込まれる場合には、その割合を加えて設定。

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

- ①については、2020（平成32）年度末までに福祉施設を通じて一般就労する者を、2016（平成28）年度の一般就労の移行実績の1.3倍以上に設定。
- ②③④については、国の基本指針に沿って目標を設定。

## 4 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の地域生活の支援については、大阪市障がい者支援計画等に基づき取組を進めているところですが、依然として親の高齢化により生活に困難をきたしているケースや、障がいのある人が重度化・高齢化してもサービスにつながっていないケース、緊急対応や虐待対応が必要とされるケースなどの課題があります。また、入所施設等からの地域生活への移行を推進するためにも、地域生活支援の機能を強化していく必要があります。

国においては、第4期障がい福祉計画の目標設定の1つとして、障がいのある人の地域生活を支援するため、相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの各機能を、地域の実情に応じて整備する地域生活支援拠点等について、2017（平成29）年度末までに少なくとも1つを整備することとしており、大阪市においても、既存の取組事業との整理も行いながら、拠点等の整備について、事業者同士が連携して地域生活を支える面的な体制整備も含めた検討を進めることとしていました。

大阪市では、これまで地域自立支援協議部会等において関係者からの意見を聴きながら検討を進めてきており、社会資源の整備状況等を考慮し、面的整備型を基本として整備を進めていくこととしています。

整備にあたっては、地域生活の支援に必要な機能として、緊急時における受入れ・対応機能のほか、医療的ケアが必要な人や強度行動障がいのある人など、重度の障がいのある人に対して専門的な対応を行うことができる体制について、さらに充実させていくことが重要であると考えています。

そのような中、国においては、全国的に地域生活支援拠点等の整備が進んでいない状況を鑑み、第5期障がい福祉計画の成果目標としても、現在の目標をそのまま維持し、2020（平成32）年度末までに少なくとも1つを整備することが示されました。

障がいのある人が、地域で安心して生活していくためには、相談支援につながっておらず地域で孤立している世帯に対して適切な福祉サービスにつなげていくとともに、緊急時も含めた確実な相談支援の実施が重要であり、相談支援体制の充実を進めていくことが必

要です。

また、緊急時における短期入所での確実な受入れや、重度の障がいのある人にも対応できるグループホームの設置促進など、障がいの程度にかかわらず地域での生活を支えるサービス基盤の充実も重要であり、大阪市においては、区単位を中心とした支援体制の連携・整備を進めるとともに、ニーズ等を踏まえた必要な機能について引き続き検討を進め、これらの機能が有機的に連携し、障がいのある人を地域全体で支える体制の強化を進めていきます。

〔参考〕国の基本指針

- ・ 障がい者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、地域生活を支援する機能をさらに強化する必要がある。
- ・ 地域生活支援の機能を集約し、グループホームや障がい者支援施設に付加した拠点（多機能拠点整備型）としての整備、又は、拠点としてではなく地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（面的整備型）としての整備について、2020（平成32）年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

国の基本指針に沿って目標を設定。

## 5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がいのあるこどもの支援については、保育所や認定こども園等の子育て支援施策の利用状況を踏まえながら、専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がいのあるこども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を構築していく必要があります。

### (1) 重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

国の基本指針では、障がいのあるこどもの重層的な地域支援体制の構築をめざすため、2020（平成32）年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置すること、及びすべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとされています。

大阪市では、既に11か所の児童発達支援センターが設置されており、そのすべてが保育所等訪問支援事業を実施していること、さらに他に15か所の保育所等訪問支援事業所が運営されていることから、児童発達支援センターが地域の障がい児支援の中核として、専門的機能をより発揮できるような提供体制を引き続き確保するとともに、保育所等訪問支援についても必要な支援を提供できる体制を確保していきます。また、他の障がい児通所支援事業所等と緊密な連携等が行えるよう取組を進めていきます。

### (2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針では、重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるよう、2020（平成32）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することとされています。

また、大阪府の基本的な考え方では、大阪府内の重症心身障がい児の人数が約 2,400 人であり、その方が少なくとも週 1 日は事業所を利用できるように目標を設定することとされています。

大阪市内の 0～5 歳の重症心身障がい児は約 160 人であり、対象者が週 1 日必要な支援を受けるためには、利用定員 35 人分の児童発達支援事業所が必要です。大阪市では、既に 11 か所、利用定員の合計 85 人で運営されていることから、引き続き、適切な支援が行われる体制を確保していきます。

また、大阪市内の 6～17 歳の重症心身障がい児は約 500 人であり、対象者が週 1 日必要な支援を受けるためには、利用定員 100 人分の放課後等デイサービス事業所が必要です。大阪市では、既に 11 か所、利用定員の合計 85 人で運営されていることから、今後、2020（平成 32）年度末までに、利用定員 15 人分の提供体制を確保していきます。

### （3）医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本指針では医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、2018（平成 30）年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることとされています。

大阪市では、これまで、医療的ケアに係る介護技術の向上を目的とした研修の実施や医療機関における医療的ケアに対応したショートステイ事業の実施等、医療的ケア児のサービス提供基盤の充実に努めているところであり、その取組の実績も踏まえながら、国の基本指針に基づき 2018（平成 30）年度末までに関係機関等が意見交換や情報共有を図るための協議の場を設けることとします。

## 〔参考〕国の基本指針

- ① 2020（平成32）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
- ② 各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、2020（平成32）年度末までにすべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ③ 2020（平成32）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- ④ 2018（平成30）年度末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

## 〔参考〕大阪府の基本的な考え方

- ①②④については、国の基本指針に沿って目標を設定。
- ③については、大阪府内の重症心身障がい児の人数が約2,400人であることを把握していることから、児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の平均的な登録児童数で除した箇所数を参考にして目標を設定。

## 第3章 各年度の指定障がい福祉サービス等の必要な量の見込み

訪問系サービス・日中活動系サービス・居住系サービス等について、現在の利用者数を基礎としつつ、近年の利用者数の増加のほか、入所施設や精神科病院等からの地域移行に伴うニーズなどを踏まえて、必要なサービス量を見込みます。

なお、今後予定されている制度の見直し等によって利用ニーズが変化することから、各年度におけるそれぞれの事業の見込量の確保にあたっては、そのような利用ニーズの変化にも柔軟に対応できるよう努めていくこととします。

また、本計画数値は必要なサービス量の見込みであり、これを提供量の上限とすることを意図するものではありません。

### 1 訪問系サービス及び短期入所

#### (1) 訪問系サービス

事業量の見込		2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度	2020 (平成 32) 年度
居宅介護	月あたり利用人員	12,422 人	13,564 人	14,812 人
	月あたり利用時間	248,823 時間	266,987 時間	286,477 時間
同行援護	月あたり利用人員	1,505 人	1,623 人	1,752 人
	月あたり利用時間	38,190 時間	40,328 時間	42,586 時間
重度訪問介護	月あたり利用人員	1,923 人	1,989 人	2,050 人
	月あたり利用時間	258,436 時間	264,832 時間	271,188 時間
行動援護	月あたり利用人員	371 人	422 人	480 人
	月あたり利用時間	8,064 時間	9,068 時間	10,198 時間
合計	月あたり利用人員	16,221 人	17,598 人	19,094 人
	月あたり利用時間	553,513 時間	581,215 時間	610,449 時間

訪問系サービスは、着実に利用が増加しており、今後においても障がいのある人の生活

を支えるサービスとしてのニーズは高く、同様の増加が見込まれることから、近年のサービスの伸び率を基本として、2018（平成30）年度以降の見込量を設定します。

重度訪問介護については、2018（平成30）年度から訪問先が拡大される予定であることから、最重度の障がいのある人であって、医療機関に入院した者の利用増加も勘案して見込量を設定します。

重度障がい者等包括支援は、現在のところ大阪市では利用者がいないサービスであり、今後も利用が見込まれないため、利用者0人の見込みとします。

## （2）短期入所

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
月あたり利用人員	1,257人	1,365人	1,473人
月あたり利用日数	8,083日	8,776日	9,469日

短期入所は、利用が増加傾向にあり、今後における利用ニーズも高いため、直近の増加状況を踏まえ見込量を設定します。

## 2 日中活動系サービス

### （1）生活介護

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
月あたり利用人員	6,555人	6,844人	7,133人
月あたり利用日数	113,729日	118,743日	123,757日

生活介護は、利用が増加傾向にあり、今後においても重度障がいのある人の日中活動を支えるサービスとしてのニーズは高く、これまでと同様のペースで新規事業所が開設され、サービス利用者数が増加するものとして、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定します。

## (2) 自立訓練（機能訓練）

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
月あたり利用人員	48人	48人	48人
月あたり利用日数	685日	685日	685日

自立訓練（機能訓練）の利用状況は概ね一定の水準で推移しており、またサービス提供が可能な設備や人員体制を整備している事業所に限られるため、新規事業所の増加も見込めない状況があります。そのため、今後も現在のサービス提供量が継続するものとして見込量を設定します。

## (3) 自立訓練（生活訓練）

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
月あたり利用人員	352人	392人	432人
月あたり利用日数	5,518日	6,090日	6,662日

自立訓練（生活訓練）は、精神障がい者社会復帰施設や通勤寮等からの移行により、利用者が増加しましたが、今後における見込量としては、現在の利用者数に加えて、直近の通所による生活訓練の利用者の傾向を反映して見込量とします。

## (4) 就労移行支援

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
月あたり利用人員	1,340人	1,534人	1,661人
月あたり利用日数	21,937日	25,278日	27,376日

就労移行支援は、成果目標として2020（平成32）年度末の利用者数を1,425人としており、目標数値に基づき年度平均の見込量を設定します。

## (5) 就労継続支援A型

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
月あたり利用人員	2,376人	2,676人	2,976人
月あたり利用日数	42,521日	47,891日	53,261日

就労継続支援A型は多くの事業所が開設し、利用が急増していますが、今後における見込量としては、引き続き一定規模の事業所の開設を見込んで見込量を設定します。

## (6) 就労継続支援B型

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
月あたり利用人員	4,756人	5,201人	5,687人
月あたり利用日数	73,863日	80,772日	88,324日

就労継続支援B型は、着実に利用が増加してきており、今後における利用ニーズも高く、これまでの実績と同様の増加が見込まれるものとして、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定します。

## (7) 就労定着支援

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
月あたり利用人員	1,112人	1,293人	1,504人

就労定着支援は、福祉施設から一般就労への移行者数等を勘案して見込量を設定します。

## (8) 療養介護

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
月あたり利用人員	325人	325人	325人

児童福祉法等の改正により、障がい児施設に入所している年齢超過者が療養介護サービス利用に移行したため、利用者数は増加していますが、現在の利用状況は概ね一定の水準で推移しており、今後も現在のサービス提供量が継続するものとして見込量を設定します。

### 3 居住系サービス及び自立生活援助

#### (1) 共同生活援助

事業量の見込	2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度	2020 (平成 32) 年度
月あたり利用人員	2,582 人	2,867 人	3,183 人

2015 (平成 27) 年度及び 2016 (平成 28) 年度においては計画見込量を下回ったものの、2017 (平成 29) 年度見込では着実に実績が伸びています。グループホームは障がいのある人の地域生活を支える重要なサービスであり、地域移行を促進させる観点からも、引き続き、グループホーム整備助成や市営住宅等の公営住宅の活用などの施策を推進することで、今後もこれまでと同様に増加するものとして見込量を設定します。

#### (2) 施設入所支援

事業量の見込	2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度	2020 (平成 32) 年度
月あたり利用人員	1,338 人	1,331 人	1,324 人

施設入所支援は、成果目標として 2020 (平成 32) 年度末の施設入所者数を 1,321 人としており、目標数値に基づき年度平均の見込量を設定します。

#### (3) 自立生活援助

事業量の見込	2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度	2020 (平成 32) 年度
月あたり利用人員	178 人	178 人	178 人

自立生活援助は、施設及び精神病床からの地域移行者数と共同生活援助における自立生活支援加算の実績を勘案して見込み量を算定しています。

## 4 指定相談支援

### (1) 計画相談支援

事業量の見込	2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度	2020 (平成 32) 年度
月あたり利用人員	6,366 人	7,413 人	8,461 人

計画相談支援については、相談支援専門員（指定特定相談支援事業所）の増加に伴い着実に利用が増加してきており、今後も引き続き利用ニーズが高いことから、毎年の相談支援専門員の増加数を踏まえたうえで、これまでの実績の推移から、2020（平成 32）年度までの見込量を設定します。

### (2) 地域移行支援

事業量の見込	2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度	2020 (平成 32) 年度
月あたり利用人員	35 人	35 人	35 人

地域移行支援については、入所施設からの地域移行者数の見込みと入院中の精神障がいのある人の地域移行者数の見込みなどを考慮して、2020（平成 32）年度までの見込量を設定します。

### (3) 地域定着支援

事業量の見込	2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度	2020 (平成 32) 年度
月あたり利用人員	449 人	533 人	617 人

地域定着支援については、着実に利用が増加してきており、今後の利用ニーズも高いため、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定します。

## 5 障がいのあるこどもに対する支援

### (1) 児童発達支援

事業量の見込	2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度	2020 (平成 32) 年度
月あたり利用人員	2,745 人	3,246 人	3,689 人
月あたり利用日数	27,294 日	32,388 日	36,696 日

児童発達支援については、利用ニーズの増加とともに事業所数も増加しており、また今後における利用ニーズも高いことから、これまでと同様の利用者の増加があるものとして、直近の増加状況も踏まえて見込量を設定します。

### (2) 医療型児童発達支援

事業量の見込	2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度	2020 (平成 32) 年度
月あたり利用人員	34 人	34 人	34 人
月あたり利用日数	326 日	326 日	326 日

医療型児童発達支援については、サービス提供が可能な設備や人員体制を整備している事業所は限られるため、新規事業所の増加が見込めない状況があります。そのため、今後も現在のサービス提供量が継続するものとして見込量を設定します。

### (3) 放課後等デイサービス

事業量の見込	2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度	2020 (平成 32) 年度
月あたり利用人員	5,065 人	5,803 人	6,542 人
月あたり利用日数	65,039 日	74,733 日	84,003 日

放課後等デイサービスについては、利用ニーズの増加とともに事業所数も増加しており、また今後における利用ニーズも高いことから、これまでと同様の利用者の増加があるものとして、直近の増加状況も踏まえて見込量を設定します。

## (4) 保育所等訪問支援

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
月あたり利用回数	114回	136回	158回

保育所等訪問支援については、利用ニーズが徐々に増加してきており、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定します。

## (5) 居宅訪問型児童発達支援

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
月あたり利用回数	362回	376回	390回

居宅訪問型児童発達支援については、2018（平成30）年度から新たに創設されるサービスであり、全国的に医療的ケアの必要なこどもが増加している状況を踏まえて見込量を設定します。

## (6) 障がい児相談支援

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
月あたり利用人員	1,125人	1,331人	1,537人

障がい児相談支援については、計画相談支援と同様に、毎年の相談支援専門員の増加数を踏まえたうえで、これまでの実績の推移から直近の状況も踏まえて見込量を設定します。

## (7) その他

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	1人	1人	1人

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場に、2018（平成30）年度末までに、関連分野の支援を調整するコーディネーターを少なくとも1人配置します。

## 6 発達障がいのある人等に対する支援

### (1) 発達障がい者支援地域協議会の開催

事業量の見込	2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度	2020 (平成 32) 年度
開催回数	2 回	2 回	2 回

大阪市では、「大阪市障がい者施策推進協議会 発達障がい者支援部会」を「発達障がい者支援地域協議会」として位置づけており、定期的を開催していきます。

### (2) 発達障がい者支援センターによる相談支援

事業量の見込	2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度	2020 (平成 32) 年度
相談件数	1,880 件	1,880 件	1,880 件

発達障がい者支援センターの利用者は、ほぼ横ばいで推移すると見込まれるため、相談件数についても同様に見込みます。

### (3) 発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーによる取組

事業量の見込	2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度	2020 (平成 32) 年度
関係機関への助言件数	645 件	645 件	645 件
外部機関・地域住民への研修	385 件	385 件	385 件
外部機関・地域住民への啓発	3 件	3 件	3 件

大阪市では、「地域サポートコーチ」を「発達障がい者地域支援マネジャー」として位置づけています。

関係機関への助言件数、外部機関・地域住民への研修・啓発件数ともに、現状とほぼ同程度の事業展開を見込みます。

## 第4章 地域生活支援事業

### 1 実施する事業の内容

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、市町村及び都道府県が主体となって、その地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施することで、障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざすもので、大阪市では主に次の事業を実施していきます。

この計画では、すべての市町村が実施することとなっている「必須事業」を中心に事業量の見込みを定めています。

なお、本計画数値は必要なサービス量等の見込みであり、これを提供量の上限とすることを意図するものではありません。

#### 【必須事業】

- |   |                                    |
|---|------------------------------------|
| <input type="radio"/> 理解促進・研修啓発事業             | <input type="radio"/> 自発的活動支援事業    |
| <input type="radio"/> 相談支援事業                  | <input type="radio"/> 成年後見制度利用支援事業 |
| <input type="radio"/> 成年後見制度法人後見支援事業          | <input type="radio"/> 地域自立支援協議会    |
| <input type="radio"/> 発達障がい者支援センター運営事業        | <input type="radio"/> 障がい児等療育支援事業  |
| <input type="radio"/> 日常生活用具給付事業              | <input type="radio"/> 移動支援事業       |
| <input type="radio"/> 地域活動支援センター事業            | <input type="radio"/> 手話奉仕員養成研修事業  |
| <input type="radio"/> 手話通訳者設置事業               |                                    |
| <input type="radio"/> 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 |                                    |
| <input type="radio"/> 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業   |                                    |
| <input type="radio"/> 精神障がい者地域生活支援広域調整等事業     |                                    |

#### 【任意事業】

- |                                  |                                |
|----------------------------------|--------------------------------|
| <input type="radio"/> 訪問入浴サービス事業 | <input type="radio"/> 日中一時支援事業 |
|----------------------------------|--------------------------------|

## 2 事業量の見込み

### 【必須事業】

#### (1) 理解促進・研修啓発事業

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
実施の有無	有	有	有

障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、障がいのある人の自立と社会参加の促進を図っていけるよう、「障がい者週間」を中心とした積極的な啓発事業を推進します。

#### (2) 自発的活動支援事業

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
実施の有無	有	有	有

障がいのある人に対し、スポーツ・文化活動の場を提供することにより、社会参加の機会を確保し、コミュニケーションスキル・生活スキルなどの向上や社会性を身につけることで地域での自立した社会生活を支援します。

#### (3) 相談支援事業

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
相談支援事業	24 か所	24 か所	24 か所
住宅入居等支援事業	24 か所	24 か所	24 か所

#### (4) 成年後見制度利用支援事業

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
実施箇所数	24 か所	24 か所	24 か所
年間実利用者数	53 人	57 人	61 人

## (5) 成年後見制度法人後見支援事業

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所

## (6) 地域自立支援協議会

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
実施箇所数	25 箇所	25 箇所	25 箇所

## (7) 発達障がい者支援センター運営事業

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所
年間利用者数（実人数）	950 人	950 人	950 人

## (8) 障がい児等療育支援事業

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
実施箇所数	12 箇所	12 箇所	12 箇所

## (9) 日常生活用具給付等事業

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
介護訓練支援用具	288 件	288 件	288 件
自立生活支援用具	928 件	928 件	928 件
在宅療養等支援用具	686 件	686 件	686 件
情報・意思疎通支援用具	1,123 件	1,123 件	1,123 件
排泄管理支援用具	60,147 件	60,411 件	60,675 件
住宅改修費	90 件	90 件	90 件
合計	63,262 件	63,526 件	63,790 件

給付件数の大多数を占める排泄管理支援用具（ストマ、紙おむつ）については、概ね一定の水準で推移しているものの、長期的には増加傾向にあることを踏まえて見込量を設定します。

その他の日常生活用具については、近年の給付実績が概ね一定の水準で推移している状況を踏まえて、現在の給付実績が推移するものとして見込量を設定します。

#### (10) 移動支援事業

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
月あたり利用人員	6,018人	6,319人	6,635人
月あたり利用時間	140,197時間	144,122時間	148,157時間

外出時の支援については今後の利用ニーズが高く、これまでと同様の増加が継続するものと見込まれることから、近年のサービスの伸び率を基本として見込量を設定します。

#### (11) 地域活動支援センター

事業量の見込	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
生活支援型	9か所	9か所	9か所
活動支援A型	40か所	40か所	40か所
活動支援B型	7か所	7か所	7か所

生活支援型については、精神障がいのある人の相談支援と地域活動支援の機能を併せ持つ専門的機関の役割を担っており、2018（平成30）年度以降についても、現在の箇所数を見込量とします。

活動支援型については、2015（平成27）年度以降、利用が減少しており、箇所数も減少していますが、今後における見込量としては現在の箇所数が継続するものとして設定します。

## (12) 手話奉仕員養成研修事業

事業量の見込	2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度	2020 (平成 32) 年度
修了者数	1,015 人	1,015 人	1,015 人

## (13) 手話通訳者設置事業

事業量の見込	2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度	2020 (平成 32) 年度
手話通訳者数	5 人	5 人	5 人

## (14) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

事業量の見込		2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度	2020 (平成 32) 年度
手話通訳者 養成研修	登録試験合格者数	※16 人	※16 人	※16 人
	養成講習修了者数	※80 人	※80 人	※80 人
要約筆記者 養成研修	登録試験合格者数	13 人	17 人	22 人
	養成講習修了者数	43 人	43 人	43 人
盲ろう者通訳・ 介助者養成研修	登録者数	※30 人	※30 人	※30 人
	養成講習修了者数	※30 人	※30 人	※30 人

※については、大阪府と共同実施のため、大阪府域全体の数値としています。

## (15) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

事業量の見込		2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度	2020 (平成 32) 年度
手話通訳者派遣	件数	3,603 件	3,925 件	4,275 件
	時間数	12,714 時間	13,829 時間	15,552 時間
要約筆記者派遣	件数	221 件	221 件	221 件
	時間数	744 時間	744 時間	744 時間
盲ろう者通訳 ・介助者派遣	件数	5,750 件	5,825 件	5,900 件
	時間数	23,000 時間	23,300 時間	23,600 時間

(16) 精神障がい者地域生活支援広域調整等事業

事業量の見込	2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度	2020 (平成 32) 年度
地域生活支援広域調整会議等事業 (会議開催回数)	2 回	2 回	2 回
地域移行・地域生活支援事業 (ピアサポート従事者数)	65 人	65 人	65 人

【任意事業】

(17) 訪問入浴サービス事業

事業量の見込	2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度	2020 (平成 32) 年度
延べ件数	18,534 件	18,905 件	19,283 件

(18) 日中一時支援事業

事業量の見込	2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度	2020 (平成 32) 年度
月あたり利用人員	126 人	126 人	126 人
月あたり利用日数	497 日	497 日	497 日